

表3-1 設工認申請対象の申請状況(33/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
		名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{554}	スクラップ貯蔵棚 (ベレット用)	スクラップ貯蔵棚 (ベレット用) (1) スクラップ貯蔵棚 (ベレット用) (2)	変更なし							○		認可番号 6次:一
{555}	金属容器 (ベレット)	金属容器 (ベレッ ト)	改造							○		認可番号 6次:一
{556}	金属容器 (ベレット) 用台車(1)	金属容器 (ベレッ ト) 用台車(1)	変更なし							○		認可番号 6次:一
{557}	仕上りベレット一時貯蔵棚 [ベレットトレイ を含む]	仕上りベレット一時 貯蔵棚(1)~(4)	改造							○		認可番号 6次:一
{558}	仕上りベレット貯蔵棚 [ベレットトレイを含 む]	仕上りベレット貯蔵 棚架台(1)~(10) 仕上りベレット貯蔵 棚 (前期型) 仕上りベレット貯蔵 棚 (後期型)	改造							○		認可番号 6次:一
{559}	仕上りベレット貯蔵棚用台車(1)	仕上りベレット貯蔵 棚用台車(1)	変更なし							○		認可番号 6次:一
{560}	仕上りベレット貯蔵棚用台車(2)	仕上りベレット貯蔵 棚用台車(2)	変更なし							○		認可番号 6次:一
{561}	ベレットトレイ用台車(1)	ベレットトレイ用台 車(1)	変更なし							○		認可番号 6次:一
{562}	余剰ベレット貯蔵棚 [金属缶を含む]	余剰ベレット貯蔵棚 (1)~(4)	改造							○		認可番号 6次:一
{563}	金属缶用台車(1)	金属缶用台車(1)	変更なし							○		認可番号 6次:一
{564}	圧粉ベレット貯蔵棚 [ポート (焼結) を含 む]	圧粉ベレット貯蔵棚	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{565}	ベレットラインコン ベア	ベレットラインコン ベア(1) ベレットラインコン ベア(2)	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{566}	焼結ベレット貯蔵棚 [ポート (焼結) を含 む]	焼結ベレット貯蔵棚	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{567}	ベレットラインコン ベア	ベレットラインコン ベア(3)	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{568}	ポート (焼結) 用台車(3)	ポート (焼結) 用台 車(3)	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{569}	ポート (焼結) 用台車(4)	ポート (焼結) 用台 車(4)	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{570}	金属容器 (ベレット) 用台車(2)	金属容器 (ベレッ ト) 用台車(2)	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{571}	仕上りベレット一時貯蔵棚 [ベレットトレイ を含む]	仕上りベレット一時 貯蔵棚(1) 仕上りベレット一時 貯蔵棚(2)	改造		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{572}	ベレットトレイ用台車(2)	ベレットトレイ用台 車(2)	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(34/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{573}	仕上りベレット貯蔵棚〔ベレットトレイを含む〕	仕上りベレット貯蔵棚(1)～(32)	改造		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{574}	仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{575}	仕上りベレット貯蔵棚用台車(4)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(4)	改造		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{576}	ベレット貯蔵棚(金属缶を含む)										○	
{577}	金属缶用台車(2)										○	
{578}	ベレット構内運搬容器										○	
{579}	燃料棒一時貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし								○	認可番号 6次:一
{580}	ロッドチャンネル用台車(1)	ロッドチャンネル用台車(1)	変更なし								○	認可番号 6次:一
{581}	燃料棒一時貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし								○	認可番号 6次:一
{582}	ロッドチャンネル用台車(2)	ロッドチャンネル用台車(2)	改造								○	認可番号 6次:一
{583}	ロッドチャンネル用台車(3)	ロッドチャンネル用台車(3)	改造								○	認可番号 6次:一
{584}	燃料棒貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒貯蔵棚(1) 燃料棒貯蔵棚(2)	改造								○	認可番号 6次:一
{585}	トラバーサ	トラバーサ	改造								○	認可番号 6次:一
{586}	運搬車	運搬車	改造								○	認可番号 6次:一
{587}	燃料棒貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒貯蔵棚	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{588}	ロッドチャンネル用台車(4)	ロッドチャンネル用台車(4)	変更なし		○							認可番号 2次:原規規発第1908096号
{589}	燃料棒構内運搬車										○	
{590}	保存燃料棒貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕										○	
{591}	ロッドチャンネル用台車(5)										○	
{592}	ロッドチャンネル用リフト										○	
{593}	燃料集合体一時貯蔵架台	燃料集合体一時貯蔵架台	改造								○	認可番号 6次:一
{594}	天井走行クレーン	天井走行クレーン(組立北4.8t) 天井走行クレーン(組立北3t) 天井走行クレーン(組立南5t) 天井走行クレーン(組立南1t)	変更なし								○	認可番号 6次:一

表3-1 設工認申請対象の申請状況(35/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
安全機能 一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{595}	燃料集合体貯蔵架台	燃料集合体貯蔵架台 (1) 燃料集合体貯蔵架台 (2) 燃料集合体貯蔵架台 (3)	改造						○		認可番号 6次:—
{596}	燃料集合体移送装置	燃料集合体移送装置	改造						○		認可番号 6次:—
{597}	天井走行クレーン	天井走行クレーン (容器管理棟4.8t)	変更なし						○		認可番号 6次:—
{598}	洗浄残渣貯蔵棚									○	
{599}	洗浄残渣コンベア								3	○	
{600}	チャッキングリフト								3	○	
{601}	棚搬入コンベア								3	○	
{602}	SUS容器用台車(5)									○	
{603}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{604}	洗浄残渣明替フードボックス								3	○	
{605}	洗浄残渣乾燥機〔乾燥バットを含む〕								3	○	
{606}	回転混合機(金属容器(粉末)混合)								3	○	
{607}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(36/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
安全機能 一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{608}	気体廃棄設備 (1)	気体廃棄設備(1)	-			3	3	○	○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:- 6次:-
{609}	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン(1)	改造、変更 なし			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(2)	改造、変更 なし			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(3)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{610}	排気ファン	排気ファン(1)	改造、変更 なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン(2)	改造、変更 なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン(3)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{611}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ (1)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ (2)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ (3)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{612}	給気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)	新設、変更 なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{613}	排気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)	新設、改 造、変更 なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{614}	給気ダクト・ダンバ	給気ダクト・ダンバ	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(37/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{615}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{616}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{617}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン(1)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
		給気ファン(2)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
		給気ファン(3)	改造						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(1)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(2)	改造、変更なし							○	
{618}	スクラバ (蒸発・加水分解系統) (排気・循環液配管系統含む)	スクラバ	改造			3			○	○	原料倉庫局所排気系統 認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:— 6次:—
{619}	切替ダンパ	切替ダンパ	新設及び改造						○	○	認可番号 5次:— 6次:—
{620}	地震運動閉止ダンパ	地震運動閉止ダンパ	新設						○	○	認可番号 5次:— 6次:—
{621}	I L : 地震インターロック								○	○	認可番号 5次:— 6次:—
{622}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:—
{623}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:—
{624}	給気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	給気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	新設						○		認可番号 5次:—
{625}	排気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	排気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	新設						○		認可番号 5次:—
{626}	スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) (排気・循環液配管系統含む)	スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統)	更新						○		転換加工室局所排気系統(2) 認可番号 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(38/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
		名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{627}	負圧警報装置	排気ファン(1)	改造、変更 なし							○	認可番号 6次:—
		排気ファン(2)	改造、変更 なし							○	認可番号 6次:—
		排気ファン(3)	改造							○	認可番号 6次:—
{628}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3				○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:—
{629}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3				○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:—
{630}	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)〔排気・循環液配管系統含む〕	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)	変更なし							○	転換加工室局所排気系統(3) 認可番号 6次:—
{631}	アルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統)〔排気・循環液配管系統含む〕	アルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統)	変更なし							○	転換加工室局所排気系統(3) 認可番号 6次:—
{632}	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)〔排気・循環液配管系統含む〕	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)	変更なし							○	転換加工室局所排気系統(3) 認可番号 6次:—
{633}	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)〔排気・循環液配管系統含む〕	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)	変更なし							○	転換加工室局所排気系統(3) 認可番号 6次:—
{634}	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)〔排気・循環液配管系統含む〕	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	変更なし			3				○	チェックタンク室局所排気系統(2) 認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:—
{635}	排ガス分解装置〔助燃用プロパンガス供給配管系統を含む〕	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造							○	転換加工室局所排気系統(1) 認可番号 6次:—
{636}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)(転換加工室局所排気系統(1))	改造			3				○	認可番号 3次:原規発第1904115号 6次:—
{637}	IL:安全燃焼インターロック	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造							○	転換加工室局所排気系統(1) 認可番号 6次:—
{638}	スクラバ(分析系統)〔排気・循環液配管系統含む〕	スクラバ(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	改造							○	分析室局所排気系統(1) 認可番号 6次:—
{639}	負圧警報装置	排気ファン(1)	改造、変更 なし							○	認可番号 6次:—
		排気ファン(2)	改造、変更 なし							○	認可番号 6次:—
		排気ファン(3)	改造							○	認可番号 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(39/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
安全機能 一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
[640]	気体廃棄設備 (2)	気体廃棄設備(2)	-			3	2、 3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[641]	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン(1)	改造、変更 なし			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(2)	変更なし			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(3)	変更なし			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[642]	排気ファン	排気ファン(1)	変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン(2)	改造、変更 なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン(3)	変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
[643]	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ (1)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ (2)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ (3)	改造			3	2、 3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[644]	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	新設						○		認可番号 6次:-
[645]	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	改造、変更 なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
[646]	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
[647]	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能 エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能 エアフィルタ)	改造			3	2、 3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(40/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{648}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造			3	2、3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{649}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン(1)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
		給気ファン(2)	変更なし						○		認可番号 6次:—
		給気ファン(3)	変更なし						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(1)	変更なし						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(2)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(3)	変更なし						○		認可番号 6次:—
{650}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{651}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{652}	負圧警報装置	排気ファン(1)	変更なし						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(2)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(3)	変更なし						○		認可番号 6次:—
{653}	気体廃棄設備 (3)	気体廃棄設備(3)	—		3				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:—
{654}	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン(1)	変更なし						○		認可番号 6次:—
		給気ファン(2)	変更なし						○		認可番号 6次:—
{655}	排気ファン	排気ファン	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
{656}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造						○		認可番号 6次:—
{657}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	変更なし						○		認可番号 6次:—
{658}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	変更なし						○		認可番号 6次:—
{659}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造		3				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(41/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{660}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造		3					○	認可番号 2次:原規発第1908096号 6次:—
{661}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造							○	認可番号 6次:—
{662}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン(1)	変更なし							○	認可番号 6次:—
		給気ファン(2)	変更なし							○	認可番号 6次:—
		排気ファン	改造、変更なし							○	認可番号 6次:—
{663}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	認可番号 6次:—
{664}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 6次:—
{665}	負圧警報装置	排気ファン	改造、変更なし							○	認可番号 6次:—
{666}	気体廃棄設備 (4)	気体廃棄設備(4)	—							○	認可番号 6次:—
{667}	給気ファン (空調機給気ファンを含む)	給気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:—
{668}	排気ファン	排気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:—
{669}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造							○	認可番号 6次:—
{670}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	変更なし							○	認可番号 6次:—
{671}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	変更なし							○	認可番号 6次:—
{672}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	認可番号 6次:—
{673}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 6次:—
{674}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造							○	認可番号 6次:—
{675}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:—
		排気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:—
{676}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造							○	認可番号 6次:—
{677}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 6次:—
{678}	負圧警報装置	排気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(42/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
		名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{679}	気体廃棄設備 (5)	気体廃棄設備(5)	-						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{680}	給気ファン	給気ファン	変更なし						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{681}	排気ファン	排気ファン	変更なし						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{682}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{683}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	新設						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{684}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	改造						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{685}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{686}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能 エアフィルタ)	改造						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{687}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィル タ～排気塔)	改造						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{688}	I L : 給排気ファンの起動停止インター ロック	給気ファン	変更なし						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
		排気ファン	変更なし						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{689}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{690}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能 エアフィルタ)	改造						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{691}	負圧警報装置 (第1廃棄物処理所、第2廃 棄物処理所、シリンダ洗浄棟共用)	排気ファン(気体廃棄 設備(5))	変更なし						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
		排気ファン(気体廃棄 設備(6))	変更なし						3	○		認可番号 5次:- 6次:-
{692}	スクラバ (局所排気系統) (排気・循環 液配管系統を含む)	スクラバ (局所排気 系統)	変更なし						3	○		認可番号 5次:- 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(43/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
		名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{693}	気体廃棄設備 (6)	気体廃棄設備(6)	-						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{694}	空調機給気ファン	空調機給気ファン	変更なし						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{695}	排気ファン	排気ファン	変更なし						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{696}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造、変更 なし						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{697}	給気逆流防止ダンバ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)	給気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)(シ リンダ洗浄棟)	新設						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{698}	給気逆流防止ダンバ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	給気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)(第 2廃棄物処理所)	新設						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{699}	排気逆流防止ダンバ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟)	排気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)(シ リンダ洗浄棟)	新設						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{700}	排気逆流防止ダンバ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	排気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)(第 2廃棄物処理)	新設						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{701}	給気ダクト・ダンバ	給気ダクト・ダンバ	改造						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{702}	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性 能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能 エアフィルタ)	改造						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{703}	排気ダクト・ダンバ (高性能エアフィル タ～排気塔)	排気ダクト・ダンバ (高性能エアフィルタ ～排気塔)	改造						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{704}	I L : 給排気ファンの起動停止インター ロック	空調機給気ファン	変更なし						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
		排気ファン	変更なし						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{705}	給気ダクト・ダンバ	給気ダクト・ダンバ	改造						3	○	認可番号 5次:- 6次:-
{706}	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性 能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性 能エアフィルタ)	改造						3	○	認可番号 5次:- 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(44/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{707}	転換第1廃液貯槽〔配管系統を含む〕	転換第1廃液貯槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{708}	液位高警報設備										○
{709}	洗浄液受槽〔配管系統を含む〕	洗浄液受槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{710}	洗浄液バグフィルタ	洗浄液バグフィルタA 洗浄液バグフィルタB	変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{711}	液位高警報設備	洗浄液受槽	改造						○		認可番号 6次:—
{712}	ろ液受槽〔配管系統を含む〕	ろ液受槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{713}	ろ液バグフィルタ	ろ液バグフィルタA ろ液バグフィルタB	変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{714}	液位高警報設備	ろ液受槽	改造						○		認可番号 6次:—
{715}	地下集水槽〔配管系統を含む〕	地下集水槽A 地下集水槽B	改造						○		認可番号 6次:—
{716}	地下ピット〔ピット内液回収配管系統含む〕	地下ピット	変更なし						○		認可番号 6次:—
{717}	液位高警報設備	地下集水槽A	改造						○		認可番号 6次:—
{718}	堰漏水検知警報設備	地下集水槽B								○	認可番号 6次:—
{719}	転換第2廃液貯槽〔配管系統を含む〕	転換第2廃液貯槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{720}	液位高警報設備										○
{721}	混合槽〔配管系統を含む〕	混合槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{722}	液位高警報設備										○
{723}	集水槽(チェック)〔配管系統を含む〕	集水槽(チェック)A~C	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{724}	液位高警報設備										○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(45/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{725}	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)〔廃液配管系統を含む〕	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	改造						○		認可番号 6次:-
{726}	液位高警報設備									○	
{727}	廃液貯槽(洗浄工程)〔配管系統を含む〕								3	○	
{728}	液位高警報設備									○	
{729}	沈殿槽〔配管系統を含む〕								3	○	
{730}	液位高警報設備									○	
{731}	遠心ろ過機								3	○	
{732}	液受槽〔配管系統を含む〕								3	○	
{733}	液位高警報設備									○	
{734}	ろ過機								3	○	
{735}	液受槽〔配管系統を含む〕								3	○	
{736}	液位高警報設備									○	
{737}	集水槽(チェック)〔配管系統を含む〕								3	○	
{738}	液位高警報設備									○	
{739}	イオン交換塔								3	○	
{740}	液位高警報設備(イオン交換塔)									○	
{741}	液受槽〔配管系統を含む〕								3	○	
{742}	液位高警報設備(液受槽)									○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(46/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{743}	乾燥機								3	○	
{744}	フードボックス								3	○	
{745}	廃液貯槽(チェック)〔配管系統を含む〕								3	○	
{746}	液位高警報設備 (廃液貯槽(チェック))									○	
{747}	廃液処理室回収ビット〔配管系統を含む〕									○	
{748}	液位高警報設備 (廃液処理室回収ビット)									○	
{749}	堰 (廃液貯槽(洗浄工程)) < 廃液貯槽(チェック)、沈殿槽、遠心ろ過機、ろ過機、集水槽(チェック)、イオン交換塔、液受槽 >									○	
{750}	測定室回収ビット〔配管系統を含む〕									○	
{751}	液位高警報設備									○	
{752}	貯留タンク (配管系統を含む)	貯留タンク(1)	改造							○	認可番号 6次:—
{753}	液位高警報設備	貯留タンク(2)									○
{754}	貯留タンク(チェック)〔配管系統を含む〕	貯留タンク(チェック)(1)~(3)	改造							○	認可番号 6次:—
{755}	液位高警報設備										○
{756}	ろ過機	ろ過機	改造							○	認可番号 6次:—
{757}	ろ液受槽〔配管系統を含む〕	ろ液受槽	変更なし							○	認可番号 6次:—
{758}	液位高警報設備										○
{759}	堰<貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機>	堰(貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)	改造							○	認可番号 6次:—
{760}	集水ビット〔配管系統を含む〕	集水槽	改造							○	認可番号 6次:—
{761}	液位高警報設備 (集水ビット)										○
{762}	凝集沈殿槽〔配管系統を含む〕	凝集沈殿槽(1)~(3)	新設					○			認可番号 4次:原規規発第2003279号
{763}	液位高警報設備							○			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(47/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{764}	遠心分離機	遠心分離機	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{765}	ろ液受槽〔配管系統を含む〕	ろ液受槽(1)~(3)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{766}	液位高警報設備						○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{767}	ろ過機			ろ過機(1) ろ過機(2)	新設及び改 造				○		
{768}	チェックタンク〔配管系統を含む〕	チェックタンク(1)~ (3)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{769}	液位高警報設備						○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{770}	イオン交換装置			イオン交換装置	新設				○		
{771}	乾燥機	乾燥機	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{772}	チェックタンク〔配管系統を含む〕	チェックタンク(1)~ (3)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{773}	液位高警報設備						○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{774}	堰(チェックタンク)			堰(チェックタン ク)	新設				○		
{775}	堰漏水検知警報設備						○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{776}	排水貯留池									○	
{777}	液位高警報設備									○	
{778}	保管棚						3			○	
{779}	廃液容器									○	
{780}	受容器(保管棚)						3			○	
{781}	漏水検知警報設備									○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(48/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{782}	焼却炉〔排気ダクト系統、助燃用灯油配管系統を含む〕							3		○	
{783}	投入フードボックス							3		○	
{784}	拔出フードボックス							3		○	
{785}	IL:燃焼装置失火インターロック							3		○	
{786}	IL:排ガス温度高インターロック							3		○	
{787}	IL:燃焼用空気停止インターロック							3		○	
{788}	送風機ファン							3		○	
{789}	サイクロン							3		○	
{790}	フードボックス							3		○	
{791}	フラッシュチャンバ							3		○	
{792}	集塵機	集塵機	改造					3	○		認可番号 5次:ー 6次:ー
{793}	イオン交換材混合機							3		○	
{794}	イオン交換材成型機							3		○	
{795}	ビット〔配管系統を含む〕									○	
{796}	液位高警報設備									○	
{797}	クレーン	クレーン(1) クレーン(2) クレーン(3)	改造							○	認可番号 6次:ー
{798}	クレーン									○	
{799}	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス							3		○	
{800}	フードボックス							3		○	
{801}	破碎機							3		○	
{802}	フードボックス							3		○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(49/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{803}	クレーン									○	
{804}	ドラム缶用廃棄物プレス								3	○	
{805}	超音波洗浄機						3			○	
{806}	廃水中和設備（配管系統を含む）								3	○	
{807}	液位高警報設備									○	
{808}	分別・解体フード〔ドラム缶傾転機を含む〕								3	○	
{809}	水洗槽〔配管系統を含む〕								3	○	
{810}	切断フード						3			○	
{811}	排水受槽〔配管系統を含む〕						3			○	
{812}	液位高警報設備									○	
{813}	乾燥機								3	○	
{814}	プラスト装置						3			○	
{815}	クレーン								3	○	
{816}	解体用フードボックス								3	○	
{817}	切断機								3	○	
{818}	廃棄物貯蔵設備(1)									○	
{819}	ドラム缶ウラン量測定装置									○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(50/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{820}	クレーン						3			○	
{821}	クレーン									○	
{822}	廃棄物貯蔵設備(5)	廃棄物貯蔵設備(5)	変更なし						○		認可番号 6次:—
{823}	クレーン	クレーン	変更なし						○		認可番号 6次:—
{824}	廃棄物貯蔵設備(7)	廃棄物貯蔵設備(7)	新設	○							認可番号 1次:原規規発第1806196号
{825}	クレーン	クレーン①	新設	○							認可番号 1次:原規規発第1806196号
{826}	ドラム缶ウラン量測定装置	ドラム缶ウラン量測定装置	新設					○			認可番号 5次:—
{827}	クレーン②	クレーン②	新設	○							認可番号 1次:原規規発第1806196号
{828}	エアスニファ					2		2	2	○	
{829}	エリアモニタ					2				○	
{830}	ハンドフットモニタ									○	
{831}	ダストモニタ					2		2	2	○	
{832}	モニタリングポスト									○	
{833}	工場棟(転換工場)	工場棟転換工場	改造				○		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-1、SD-2)は6次申請
{834}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{835}	堰漏水検知警報設備									○	
{836}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(51/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{837}	工場棟(成型工場)	工場棟成型工場	改造				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{838}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{839}	堰漏水検知警報設備									○	
{840}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:—
{841}	工場棟(組立工場)	工場棟組立工場	改造				○		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-17)は6次申請
{842}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:—
{843}	独立遮蔽壁	独立遮蔽壁	改造				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{844}	加工棟(成型工場)	加工棟成型工場	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{845}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{846}	堰漏水検知警報設備									○	
{847}	放射線管理棟	放射線管理棟	改造				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{848}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{849}	堰漏水検知警報設備									○	
{850}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:—
{851}	付属建物(除染室・分析室)	除染室・分析室	改造				○		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-220)は6次申請
{852}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{853}	堰漏水検知警報設備									○	
{854}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:—
{855}	付属建物(第2核燃料倉庫)	第2核燃料倉庫	改造				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{856}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{857}	堰漏水検知警報設備									○	
—	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(52/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{858}	付属建物(第3核燃料倉庫)										○	
{859}	堰 (内部溢水止水用)										○	
{860}	堰漏水検知警報設備										○	
{861}	付属建物(原料貯蔵所)	原料貯蔵所	改造								○	認可番号 6次:-
{862}	付属建物(劣化・天然ウラン倉庫)										○	
{863}	付属建物(容器管理棟)	容器管理棟	改造				○				○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-221)は6次申請
{864}	独立遮蔽壁	独立遮蔽壁(5)	新設								○	認可番号 6次:-
{865}	付属建物(第1廃棄物処理所)	第1廃棄物処理所	改造								○	認可番号 6次:-
{866}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設								○	認可番号 6次:-
{867}	堰漏水検知警報設備										○	
{868}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設								○	認可番号 6次:-
{869}	付属建物(第2廃棄物処理所)	第2廃棄物処理所	改造								○	認可番号 6次:-
{870}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設								○	認可番号 6次:-
{871}	堰漏水検知警報設備										○	
{872}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設								○	認可番号 6次:-
{873}	付属建物(シリンダ洗浄棟)	シリンダ洗浄棟	改造								○	認可番号 6次:-
{874}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設								○	認可番号 6次:-
{875}	堰漏水検知警報設備										○	
{876}	付属建物(第3廃棄物倉庫)	第3廃棄物倉庫	改造								○	認可番号 6次:-
{877}	付属建物(廃棄物管理棟)	廃棄物管理棟	新設	○								認可番号 1次:原規規発第1806196号
{878}	付属建物(発電機室)	発電機室	新設								○	認可番号 5次:-
{879}	付属建物(放射線管理棟前室)	放射線管理棟前室	新設				○					認可番号 4次:原規規発第2003279号
{880}	付属建物 (第1廃棄物処理所前室)	第1廃棄物処理所前室	新設								○	認可番号 6次:-
{881}	遮蔽壁 (転換工場の東側屋外)	独立遮蔽壁(1)	新設								○	認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(53/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{882}	遮蔽壁（加工棟の東南角部屋外周辺）	独立遮蔽壁(4)	新設						○		認可番号 6次:—		
{883}	遮蔽壁（容器管理棟の西側屋外の敷地境界）	独立遮蔽壁(3)	新設						○		認可番号 6次:—		
{884}	遮蔽壁（組立工場の西南角部屋外周辺）	独立遮蔽壁(2)	新設						○		認可番号 6次:—		
{885}	防護フェンス	防護フェンス	新設						○		認可番号 6次:—		
{886}	空シリンダ置場									○			
{887}	非常用電源設備	非常用電源設備							○	○	認可番号 5次:— 7次:—		
{888}	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機(1) 非常用ディーゼル発電機(2)	改造						○	○	認可番号 5次:— 7次:—		
{889}	無停電電源装置									○			
{890}	非常用通報設備	非常用通報設備			○	2	○		2	○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:— 6次:— 7次:—	
{891}	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし		○							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			変更なし			2	○					工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし			2	○						工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○						工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○						除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし						○				

表3-1 設工認申請対象の申請状況(54/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{891}	非常ベル設備		変更なし				○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし					2	○		第2廃棄物処理所 認可番号 5次:— 6次:—		
			変更なし						2	○		シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:— 6次:—	
											○		第3核燃料倉庫 認可番号 7次:—
			変更なし								○		原料貯蔵所 認可番号 6次:—
										○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:—		
{892}	放送設備	放送設備	増設	○								廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号	
			変更なし		2								加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号
			変更なし			2	○						工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○						工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○						工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○						放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○						除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし						○				第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(55/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
(892)	放送設備	放送設備	変更なし				○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設				○				放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設					○			発電機室 認可番号 5次:-
			変更なし					2	○		第1廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-
			変更なし						2	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-
			変更なし						2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:- 6次:-
			変更なし						2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:- 6次:-
			増設							○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-
									○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-	
			変更なし						○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-	
										○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(56/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
[893]	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号
			増設		○						加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号
			増設			2	○				工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設			2	○				工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設			2	○				工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設			2	○				放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設			2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設					○			第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設					○			容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設						○		発電機室 認可番号 5次:—
			増設						2	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:— 6次:—
			増設						2	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:— 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(57/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{893}	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設					2	○		シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:- 6次:-
			増設					2	○		第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:- 6次:-
											第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			増設						○		原料貯蔵所 認可番号 6次:-
											劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-
{894}	消火設備	消火設備	-	○	○		○	2 ○	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 4次:原規規発第2003279号 5次:- 6次:- 7次:-
{895}	屋外消火栓	屋外消火栓	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号
			変更なし		○						加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号
			変更なし			2	○				工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○				工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○				工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○				放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(58/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{895}	屋外消火栓	屋外消火栓	変更なし			2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし				○				第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし					○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし					○				放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設							○		発電機室 認可番号 5次:-
			変更なし								○	第1廃棄物処理所 認可番号 6次:-
			変更なし								○	第2廃棄物処理所 認可番号 6次:-
			変更なし								○	シリンダ洗浄棟 認可番号 6次:-
			変更なし								○	第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:-
			変更なし								○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-
									○	第3核燃料倉庫 認可番号 5次:-		
			改造、変更なし						○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-		
										○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-	
{896}	防火水槽									○		
{897}	可搬式消火ポンプ									○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(59/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
{898}	消火器	消火器	増設	○								廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号		
			変更なし		○								加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			増設			2	○						工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設			2	○						工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設			2	○						工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設			2	○						放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設			2	○						除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし						○					第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし							○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設							○				放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設								○			発電機室 認可番号 5次:-
			変更なし								2	○		第1廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-
			変更なし								2	○		第2廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-
変更なし								2	○		シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:- 6次:-			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(60/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考		
安全機能 一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次			
{898}	消火器	消火器	変更なし						2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:- 6次:-		
											○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-	
												○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
													○
{899}	自動火災報知設備	自動火災報知設備	-	○	2 ○	2	2 ○	2 ○	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:- 6次:- 7次:-		
{900}	火災感知設備	火災感知設備	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号		
			変更なし		○							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			撤去及び改造			2	○					工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設及び改造			2	○					工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設及び改造			2	○					工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設及び改造			2	○					放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			改造			2	○					除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(61/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
[900]	火災感知設備	火災感知設備	改造				2 ○				第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2 ○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設						○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設							○		発電機室 認可番号 5次:-
			変更なし							2	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-
			改造							2	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-
			変更なし							2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:- 6次:-
			変更なし							2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:-
			増設								○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-
									○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-		
			変更なし						○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-		
									○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(62/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[901]	警報設備	警報設備	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号			
			変更なし		○							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号		
			変更なし				2	○					工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし				2	○					工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし				2	○					工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし				2	○					放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし				2	○					除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし						2	○				第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし						2	○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設								○			発電機室 認可番号 5次:—
			変更なし								2	○		第1廃棄物処理所 認可番号 5次:— 6次:—
			変更なし								2	○		第2廃棄物処理所 認可番号 5次:— 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(63/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{901}	警報設備	警報設備	変更なし					2	○		シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:- 6次:-		
			変更なし					2	○		第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:- 6次:-		
									○		第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-		
			変更なし						○		原料貯蔵所 認可番号 6次:-		
									○		劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-		
{902}	緊急対策設備	緊急対策設備	-	○	○		○	2 ○	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 4次:原規規発第2003279号 5次:- 6次:- 7次:-		
{903}	非常灯	非常用照明	増設	○								廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号	
			変更なし		2 ○							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			改造			2	○						工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○						工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○						工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○						放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(64/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
[903]	非常灯	非常用照明	変更なし			2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし				2	○			第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし					2	○			容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設						○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設							○		発電機室 認可番号 5次:-	
			改造							2	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-	
			改造								2	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:- 6次:-
			変更なし								2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:- 6次:-
			改造								2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:- 6次:-
			増設									○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-
										○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-		
			変更なし							○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-		
											○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(65/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
(904)	誘導灯	誘導灯	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号		
			変更なし		2 ○						加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号		
			変更なし			2	○				工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし			2	○				工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし			2	○				工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし			2	○				放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし			2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし					2	○			第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし					2	○			容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設							○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設								○		発電機室 認可番号 5次:—
			変更なし								2	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:— 6次:—
変更なし								2	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:— 6次:—			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(66/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
(904)	誘導灯	誘導灯	変更なし						2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:- 6次:-		
			変更なし						2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:- 6次:-		
			増設								○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-	
												○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし									○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
(905)	安全避難通路	安全避難通路	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号		
			増設		○							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
			増設					○				工場棟転換工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設					○				工場棟成型工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設						○			工場棟組立工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設							○		放射線管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設								○		除染室・分析室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設									○	第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設									○	容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(67/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
(905)	安全避難通路	安全避難通路	増設				○				放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設					○			発電機室 認可番号 5次:-	
			増設							○		第1廃棄物処理所 認可番号 6次:-
			増設								○	第2廃棄物処理所 認可番号 6次:-
			増設								○	シリンダ洗浄棟 認可番号 6次:-
			増設								○	第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:-
			増設								○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-
										○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-	
			増設							○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-	
											○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-
(906)	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	変更なし					○	○		認可番号 5次:- 6次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(68/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{907}	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		ICP質量分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		ICP発光分光分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		自動水分分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		炭素・硫黄同時分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		自動ハロゲン分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		α線スペクトル分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		廃水タンク	改造							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
		サンプル保管庫	新設							○	○	認可番号 5次:- 6次:-
{908}	物性測定設備	比表面積測定装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		嵩密度測定装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
		平均粒径測定装置	改造						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
{909}	試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	試料回収ボックス	改造						○	○	認可番号 5次:- 6次:-	
{910}	窒素供給設備								2	○		
{911}	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)					3			2	○		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(69/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
安全機能 一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{912}	水素供給設備(屋外供給系統)								2	○	
{913}	水素ガス供給配管系統					3			2	○	
{914}	障壁	水素供給設備障壁	新設						○		認可番号 6次:-
{915}	IL:地震インターロック									○	
{916}	遮断弁(工業用水、水道水、冷却水、純水、 アンモニア水、空調用水配管)									○	
{917}	IL:地震インターロック									○	
{918}	IL:漏水インターロック									○	
{919}	遮断弁(蒸気配管)									○	
{920}	IL:地震インターロック									○	
{921}	秤量設備	秤量設備			○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-
{922}	秤									○	原料貯蔵所 認可番号 7次:-
{923}	秤	保安秤量器(加工棟1) ~(加工棟9)	変更なし		○						加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号
		保安秤量器(転換工場 1)~(転換工場10) 保安秤量器(ウラン管理 1)	変更なし						○		工場棟転換工場 認可番号 6次:-
		保安秤量器(成型工場 1)~(成型工場10) 保安秤量器(ウラン管理 2) 保安秤量器(ウラン管理 4)	変更なし						○		工場棟成型工場 認可番号 6次:-
		保安秤量器(ウラン管理 3)	変更なし						○		除染室・分析室 認可番号 6次:-
										○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
										○	シリンダ洗浄棟 認可番号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(70/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
—	—	アンモニア水製造装置	撤去			○					取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第349号) 撤去申請認可番号 3次:原規規発第1904115号
—	—	大型秤量機3,500kg秤	撤去			○					取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第349号) 撤去申請認可番号 3次:原規規発第1904115号
—	—	発光分光分析装置	撤去					○			取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第349号) 撤去申請認可番号 5次:—
—	—	イオン交換塔	撤去						○		取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (48原第10305号) 認可番号 6次:—
—	—	本成型用プレス	撤去	○							取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第2694号 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	パレット移替機	撤去	○							取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第2694号 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	粉末集塵装置	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(71/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
安全機能 一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
—	—	圧粉体密度測定装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第204号) 取得時認可番号 (3安(核規)第802号 2安(核規)第632号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	連続焼結炉	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第2694号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	洗浄ボックス	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	遠心分離機	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	粉碎装置	撤去	○							取得時許可番号 (57安(核規)第54号) 取得時認可番号 (平成14・05・27原第3号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	粉末混合機	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	ベレットラインコン ベア	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第2694号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(72/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
—	—	乾燥機	撤去	○							取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第2694号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	ペレット挿入機	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第798号) 取得時認可番号 (4安(核規)第561号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	端栓溶接装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第798号) 取得時認可番号 (4安(核規)第561号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	燃料棒組立装置	撤去	○							取得時許可番号 (4安(核規)第512号) 取得時認可番号 (5安(核規)第35号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	燃料集集体組立装置 (燃料棒検査室)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (52安(核規)第1833号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	燃料集集体検査台(燃料集集体組立室)	撤去	○							取得時許可番号 (4安(核規)第512号) 取得時認可番号 (5安(核規)第35号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	燃料集集体組立装置	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (52安(核規)第1833号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(73/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
—	—	圧粉ベレット一時貯蔵棚④	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	焼結ベレット一時貯蔵棚③	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	第1廃棄物倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	第2廃棄物倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	汚染機材保管倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (49原第6958号) 取得時認可番号 (49原第8174号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	廃水処理所	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
—	—	高汚染貯留タンク	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(74/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
—	—	低汚染貯留タンク	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
—	—	液受槽	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
—	—	後処理ろ過器	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
—	—	排風機(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
—	—	給気フィルタ(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
—	—	アブソリュートフィルタ(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
—	—	排水設備(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(75/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
—	—	クレーン(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	クレーン(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	廃棄物倉庫系排気設備(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	汚染機材倉庫系排気設備	撤去	○							取得時許可番号 (49原第6958号) 取得時認可番号 (49原第8174号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	パレット外觀検査装置(寸法・密度検査用)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (55安(核規)第388号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	ヘリウムリーク試験装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第204号) 取得時認可番号 (62安(核規)第680号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	超音波探傷装置	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第358号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(76/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
—	—	材料試験機	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	火災報知設備(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	非常口扉開放警報(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
—	—	付属建物動力室	撤去※						○		取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第5369号) (57安(核規)第155号)(増設部) 5次:— ※加工施設外とし、一般建物へ変更する。
—	—	ボイラー	撤去※						○		取得時許可番号 (47原第349号) 5次:— ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
—	—	暖冷房設備	撤去※						○		取得時認可番号 (44原第5369号) 5次:— ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。

表3-2 建物及び設備・機器と設計技術基準との対応表(1次申請)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	臨界防止	火災損傷	地震	地震損傷	津波損傷	外部衝撃損傷	不法侵入	漏水損傷	材料・構造	閉じ込め	遮蔽	換気	防火防止	安全機能	搬送設備	警報設備	安全避難通路	貯蔵施設	廃棄施設	非常用電源	通信連絡設備	その他		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	本成型用プレス	撤去	第三三条第一項	第四三条第一項	第四三条第二項	第五一条第一項	第五一条第二項	第五一条第三項	第五一条第四項	第六一条第一項	第六一条第二項	第七一条第一項	第八一条第一項	第九一条	第十一条	第十一條第一項	第十二條	第十三條第二項	第十三條第三項	第十四條	第十六條第一項	第十七條第一項	第十七條第二項			
		ベレット移送機	撤去																								
		圧縮成型設備	撤去																								
		圧縮成型設備	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		連続造粒炉	撤去																								
		成形加工設備	撤去																								
		成形加工設備	撤去																								
		成形加工設備	撤去																								
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料格納接室	仕粉体密度測定装置	撤去	第三三条第一項	第四三条第一項	第四三条第二項	第五一条第一項	第五一条第二項	第五一条第三項	第五一条第四項	第六一条第一項	第六一条第二項	第七一条第一項	第八一条第一項	第九一条	第十一条	第十一條第一項	第十二條	第十三條第二項	第十三條第三項	第十四條	第十六條第一項	第十七條第一項	第十七條第二項			
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
組立施設	工場棟 組立工場 燃料格納接室	仕粉体密度測定装置	撤去	第三三条第一項	第四三条第一項	第四三条第二項	第五一条第一項	第五一条第二項	第五一条第三項	第五一条第四項	第六一条第一項	第六一条第二項	第七一条第一項	第八一条第一項	第九一条	第十一条	第十一條第一項	第十二條	第十三條第二項	第十三條第三項	第十四條	第十六條第一項	第十七條第一項	第十七條第二項			
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 貯蔵室(1)、保管室(2) 付属建物 廃棄物管理棟 貯蔵室(2)	仕粉体密度測定装置	撤去	第三三条第一項	第四三条第一項	第四三条第二項	第五一条第一項	第五一条第二項	第五一条第三項	第五一条第四項	第六一条第一項	第六一条第二項	第七一条第一項	第八一条第一項	第九一条	第十一条	第十一條第一項	第十二條	第十三條第二項	第十三條第三項	第十四條	第十六條第一項	第十七條第一項	第十七條第二項			
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
放射線源物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物倉庫 付属建物 第2廃棄物倉庫 付属建物 汚染機材保管倉庫	仕粉体密度測定装置	撤去	第三三条第一項	第四三条第一項	第四三条第二項	第五一条第一項	第五一条第二項	第五一条第三項	第五一条第四項	第六一条第一項	第六一条第二項	第七一条第一項	第八一条第一項	第九一条	第十一条	第十一條第一項	第十二條	第十三條第二項	第十三條第三項	第十四條	第十六條第一項	第十七條第一項	第十七條第二項			
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
その他の加工施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	仕粉体密度測定装置	撤去	第三三条第一項	第四三条第一項	第四三条第二項	第五一条第一項	第五一条第二項	第五一条第三項	第五一条第四項	第六一条第一項	第六一条第二項	第七一条第一項	第八一条第一項	第九一条	第十一条	第十一條第一項	第十二條	第十三條第二項	第十三條第三項	第十四條	第十六條第一項	第十七條第一項	第十七條第二項			
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								
		仕粉体密度測定装置	撤去																								

表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表（5次申請、核燃料物質の貯蔵施設 1/1）

5次申請書(2020.7.30付け三原燃第20-0273号から引用)

仕様No.	名称	事業許可との対応*	5次申請書(2020.7.30付け三原燃第20-0273号から引用)																						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表へ戻-1	UFシリンダ	[2]UFシリンダ [488]UFシリンダ [492]UFシリンダ	構造	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄
			耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造	耐火構造
			地震	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄
			基礎	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄
			設備	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄
			その他	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄	鋼鉄

*1. UFシリンダの構造は改訂版申請

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせる場合もあり、そのような機器について該工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

- ：設計変更なし+工事なし
- ◎：設計変更あり+工事なし
- ：設計変更あり+工事あり
- ：本加工施設では該当しない項目
- ：加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1：当該設計書に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表 4-1-1 廃棄物管理棟 仕様表（一次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数）（1/2）

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	
	六次申請（本申請）	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁（鉄筋コンクリートの壁及び鉄扉で構成）を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、加工棟成型工場の安全機能に影響を及ぼすことはない。	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁（914）
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	-	-
火災等による損傷の防止	屋外消火栓は、防火水槽（100m ³ ×2）と消火水配管により接続	防火水槽（896）及び可搬消防ポンプ（897）
溢水による損傷の防止	-	-
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	-	-
材料及び構造	-	-

表 4-1-1 廃棄物管理棟 仕様表（一次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数）(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様		適合性を確認するための施設	
	六次申請（本申請）	次回以降申請	六次申請（本申請）	次回以降申請
搬送設備	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	-
警報設備等	-	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-	-
廃棄施設	-	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	-	-	-	-
換気設備	-	-	-	-
非常用電源設備	非常用照明及び誘導灯は、副変電所の切替器を介して 非常用ディーゼル発電機に接続する設計	-	非常用ディーゼル発電機（888）	-
通信連絡設備	-	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	-	-	-	-

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表（二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数）（1/3）

設工認技術基準	技術基準に対する仕様（設計番号は二次申請の設計番号を示す）	適合性を確認するための施設	
		六次申請（本申請）	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]領域同士での相互干渉がないよう、臨界隔離壁として厚さ30.5cm以上のコンクリートで隔離	-	核燃料の臨界防止にかかわる他の領域
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建1]なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁（鉄筋コンクリートの壁及び鉄扉で構成）を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、加工棟成型工場の安全機能に影響を及ぼすことはない。	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 (914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	[7.1-建2]加工棟成型工場の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。（ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧） [7.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [7.1-建4] 排気は局所排気系統に接続する。 [7.1-建5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	気体廃棄設備(3) (653) ~ (665) 冷却水循環槽 (421) 遠心分離機(1) (423) 洗浄水循環槽(1)、(2) (429) ろ過器 (430) 遠心分離機(2)、(3) (431)	漏水検知警報設備 (846)
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]屋外消火栓を設置(1基、ホース20m×2本)、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m³×2)と消火水配管により接続	-	防火水槽 (896) 及び可搬消防ポンプ (897)

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表（二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数）(2/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様（設計番号は二次申請の設計番号を示す）	適合性を確認するための施設	
		六次申請（本申請）	次回以降申請
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建2]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	-	漏水検知警報設備 (846)
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	[11.1-設2] 粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいを想定した環境下でも、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気することにより必要な安全機能を発揮できる。 [11.1-設3] 酸化炉の火災によりウラン粉末が漏えいを想定した環境下でも、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気することにより必要な安全機能を発揮できる。 [11.1-設4] 連続焼結炉における炉内爆発によりウラン粉末が漏えいを想定した環境下でも、ウラン粉末は爆風圧力逃し機構（スイングドア）を通じて室内へ飛散し、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気することにより必要な安全機能を発揮できる。	気体廃棄設備(3) (653) ～ (665)	-
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	-	漏水検知警報設備 (846)
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとした設備・機器の申請回数) (3/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様 (設計番号は二次申請の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
遮蔽	[8.1-建1] 加工棟成型工場南東角部の屋外周辺に遮蔽壁を設置する。	遮蔽壁 (加工棟成型工場の東南角部屋外周辺) (882)	—
換気設備	[9.1-建1] 非密封のウランを取り扱い又は貯蔵している加工棟成型工場は、60,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気設備を施設できる構造とする。	気体廃棄設備 (3) (653) ~ (665)	—
非常用電源設備	[16.1-建2] 加工棟成型工場に設置している非常用照明と誘導灯は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持できる。 なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定 (図1建-1、図1建-2 参照) であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、加工棟成型工場に設置する火災等の警報設備、電話設備、非常用照明及び誘導灯は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持できる。	—	非常用ディーゼル発電機 (屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	—	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—	—

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/5)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要距離以上離す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離隔離以上離す 	<p>六次申請(本申請)</p> <p>U₀₂F₂貯槽(1)-A(29)、U₀₂F₂貯槽(1)-B(29)、U₀₂F₂貯槽(1)-C(29)、U₀₂F₂貯槽(2)-A(29)、U₀₂F₂貯槽(2)-B(29)、U₀₂F₂貯槽(2)-C(29)、熱交換器(U₀₂F₂貯槽(2)(30)、液受槽(2)(35)、調液貯槽(1)-A(37)、調液貯槽(1)-B(37)、調液貯槽(2)-A(37)、調液貯槽(2)-B(37)、沈殿槽(1)-A(40)、沈殿槽(1)-B(40)、沈殿槽(2)-A(40)、沈殿槽(2)-B(40)、熟成槽(1)-A(45)、熟成槽(2)-A(45)、洗浄槽(1)-A(50)、洗浄槽(1)-B(50)、洗浄槽(1)-C(50)、洗浄槽(2)-A(50)、洗浄槽(2)-B(50)、洗浄槽(2)-C(50)、再生液貯槽(1)-A(65)、再生液貯槽(1)-B(65)、再生液貯槽(1)-C(65)、再生液貯槽(2)-A(65)、再生液貯槽(2)-B(65)、再生液貯槽(2)-C(65)、ADU受けホッパ(1)(84)、ADU受けホッパ(2)(84)、ADUバグフィルタ(1)(85)、ADUバグフィルタ(2)(85)、リサイクル粉搬送装置(1)(88)、リサイクル粉搬送装置(2)(88)、リサイクル粉投入ボックス(1)(89)、リサイクル粉受けホッパ(1)(90)、リサイクル粉投入ボックス(2)(89)、リサイクル粉受けホッパ(2)(90)、ダストチャンバ(1)(95)、ダストチャンバ(2)(95)、U₀₂プロータンタ(1)(106)、U₀₂プロータンタ(2)(106)、U₀₂フィルタ(1)(107)、U₀₂フィルタ(2)(107)、U₀₂受けホッパ(1)(110)、U₀₂受けホッパ(2)(110)、粉砕機(1)(113)、粉砕機(2)(113)、粉末輸送装置①ホッパ部①(133)、バグフィルタ(粉末輸送装置①)(135)、スラグコンベア(147)、バックアップフィルタ(粉末集塵装置)(149)、造粒機(150)(152)(153)、輸送装置(195)、仮焼炉(198)</p>	<p>・原料貯蔵所(861)領域、シリンドラ洗浄棟(873)領域、第3核燃料倉庫(858)領域(1)、(2)の必要距離</p>
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/5)

設工認技術基準		適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
外部からの衝撃による損傷の防止		六次申請 (本申請)	次回以降申請
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)</p> <p>[5.4.1-建8]生物学的影響防止のため、給気経路にフィルタ(粉塵除去用)を設置する</p> <p>[5.4.2-建1]航空機落下で発生する火災に対して鉄扉は損傷せず、外部火災の影響が大きき事故の誘因とならない</p> <p>[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない</p>	<p>気体廃棄設備(1) [608, 614, 628]</p> <p>鉄扉 SD-1、SD-2;図イ建-9 参照</p> <p>水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)</p>	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	<p>[7.1-建1]非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生する恐れのある区域を第1種管理区域に区分し、設定する</p> <p>[7.1-建2]工場棟転換工場の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧)</p> <p>[7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする</p> <p>[7.1-建6]工場棟転換工場内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる</p>	<p>鉄扉 SD-1、SD-2;図イ建-9 参照</p> <p>気体廃棄設備(1) [608]~[617]、[626]~[637]</p> <p>地下ピット[ピット内液回収配管系統含む][716]</p>	<p>漏水検知警報設備(835)</p>

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表（四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数）(3/5)

設工認技術基準		適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)		六次申請(本申請)	
火災等による損傷の防止	[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火配水管により接続 [4.3-建 4] ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される [4.3-建 4] 火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする	気体廃棄設備(1) (608)～(617)、(626)～(637) 鉄扉 SD-1、SD-2: 図イ建-9 参照	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897) 次回以降申請
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建 3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	—	漏水検知警報設備(835)
安全避難通路等	—	—	—
安全機能を有する施設	[11.1-建 2] UF ₆ ガスを正圧で取り扱う UF ₆ 配管の破断により UF ₆ ガスが漏えいし、UF ₆ フードボックス内に UF ₆ ガスが漏えいした状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を發揮 [11.1-建 3] ロータリーキルンにおける炉内爆発によりウラン粉末が爆風圧力逃し機構(破裂板)を通じて局所排気系統へ飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を發揮 [11.1-建 5] 気体廃棄設備(1)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を發揮 [11.4-建 1] 工場棟転換工場の分光分析室に設置する同位体分析設備、工場棟転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室に設置する不純物分析設備は、使用施設と共用する 使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理する上、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない	焙焼還元設備(94)～(105) 気体廃棄設備(1) (608)～(617)、(626)～(637)	—
材料及び構造	—	—	—

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/5)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様		適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請	六次申請 (本申請)	次回以降申請
搬送設備	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	-
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	-	-	漏水検知警報設備(835)
放射線管理施設	-	-	-	-
廃棄施設	-	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	-	遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外)(881)	-
換気設備	[9.1-建1]気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m ³ /時) 115,000以上	-	気体廃棄設備(1) (608)～(617)、(626)～(637)	-
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2]工場棟転換工場に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	-	-	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブルシステム) (888)
通信連絡設備	-	-	-	-

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (5/5)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 電巻来襲時に電巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの電巻荷重を上回る [99-建 4] F3 電巻に対し、工場棟転換工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する [99-建 5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する</p>	<p>六次申請 (本申請) 鉄扉 SD-1、SD-2:図イ建-9 参照</p>	<p>次回以降申請</p>

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	六次申請(本申請)	適合性を確認するための施設	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	[3. 2-建 1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要距離を確保すること ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界距離(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離を確保すること	スラッグコンベア(1) [286]、スラッグコンベア(2) [286]、潤滑剤混合機(2) [296]	・原料貯蔵所(861)領域、シリンドラ洗浄棟(873)領域、第3核燃料倉庫(858)領域(1)、(2)の必要距離を確保	
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 1-建 8]生物学的影響防止のため、給気経路にフィルタ(粉塵除去用)を設置する [5. 4. 2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟成型工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	気体廃棄設備(2) [640、646、650] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 [914]		
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表（四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数）(2/3)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設	
	六次申請（本申請）	次回以降申請
閉じ込めの機能	技術基準に対する仕様（設計番号は、四次申請書の設計番号を示す） [7.1-建 2]工場棟成型工場の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする（ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧） [7.1-建 5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(2) (640)～(651) 漏水検知警報設備(839)
火災等による損傷の防止	[4.1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水管により接続 [4.3-建 4]ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される [5.6.1-建 3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897) 漏水検知警報設備(839)
安全避難通路等	—	—
安全機能を有する施設	[11.1-建 4]ウラン粉末を加圧で気流輸送する配管の破断によりウラン粉末が漏えいし、気流輸送設備の周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を發揮 [11.1-建 5]気体廃棄設備(2)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を發揮	造粒粉末輸送ホッパ(1) (294) 気体廃棄設備(2) (640)～(651)
材料及び構造	—	—
搬送設備	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—

表 4-1-4 工場棟成型型工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請	六次申請 (本申請)	次回以降申請
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	-	-	漏水検知警報設備 (839)
放射線管理施設	-	-	-	-
廃棄施設	-	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	-	遮蔽壁 (工場棟転換工場の東側屋外) (881)	-
換気設備	[9.1-建1]気体廃棄設備(2)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m ³ /時) 143,000 以上	-	気体廃棄設備 (2) (640) ~ (651)	-
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2]工場棟転換工場に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	-	-	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	-	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建4]F3 竜巻に対し、工場棟成型工場の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する [99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	-	防護フェンス (885)	-

表 4-1-5 工場棟組立工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要距離を確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界距離(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離を確保すること 	<p>燃料集合体外観検査台(484)、燃料集合体一時貯蔵架台(593)</p>	<p>・原料貯蔵所(861)領域、シリンドラ洗浄棟(873)領域、第3核燃料倉庫(858)領域(1)、(2)の必要距離</p>
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.2-建1]航空機落下で発生する火災に対して鉄扉は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならない</p> <p>[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟組立工場の安全機能に影響を及ぼすことはない</p>	<p>鉄扉 SD-17:図イ建-9 参照</p> <p>水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)</p>	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-

表 4-1-5 工場棟組立工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
閉じ込めの機能	—	六次申請 (本申請)	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建5] 消防法施行令第19条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火配管により接続 [4.3-建4] 火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする	鉄扉 SD-17: 図イ建-9 参照	防火水槽 (896) 及び可搬消防ポンプ (897)
溢水による損傷の防止	—	—	—
安全避難通路等	—	—	—
安全機能を有する施設	—	—	—
材料及び構造	—	—	—
搬送設備	—	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—

表 4-1-5 工場棟組立工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/3)

設工認技術基準		技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
		六次申請(本申請)		次回以降申請	
警報設備等	-				
放射線管理施設	-				
廃棄施設	-				
核燃料物質等による汚染の防止	-				
遮蔽	[8.1-建1]工場棟組立工場の西南角部屋外周辺及び容器管理棟の西側屋外の敷地境界に遮蔽壁を設置する			遮蔽壁(工場棟組立工場の西南角部屋外周辺) (884) 遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界) (883)	
換気設備	-				
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2]工場棟組立工場に設置している非常用照明と誘導灯は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。				非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	-				
その他事業許可で求める仕様	[99-建3]更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻来襲時に竜巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る [99-建4]F3 竜巻に対し、工場棟組立工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する [99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する			鉄扉 SD-17:図イ建-9 参照 防護フェンス(885)	

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/4)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	六次申請(本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]第2核燃料倉庫領域のユニットは、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域のユニットと必要距離以上離す ・第2核燃料倉庫領域のユニットは、原料貯蔵所領域、加工棟領域のユニットと臨界距離(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界距離(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離以上離す	スクラップ貯蔵棚(粉末用) (第2核燃料倉庫) [532]	・第3核燃料倉庫(858)領域(1)、(2)、シリンダ洗浄棟領域(873)の必要距離距離
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8]生物学的影響防止のため、給気経路にフィルタ(粉塵除去用)を設置する [5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、第2核燃料倉庫の安全機能に影響を及ぼすことはない	気体廃棄設備(1) (608、614、628) 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	
人の不法な侵入等の防止	-	-	-

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請(本申請)	次回以降申請
閉じ込めの機能	[7.1-建2]第2核燃料倉庫の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建5]第2核燃料倉庫外からの水の侵入及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(1) (608)	漏水検知警報設備 (857)
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続 [4.3-建4]ガラリー部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される。気体廃棄設備は、次回以降申請とする。 [5.6.1-建3]第2核燃料倉庫本体への溢水防止及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(1) (608)	防火水槽 (896) 及びび可撤消防ポンプ (897)
溢水による損傷の防止		—	漏水検知警報設備 (857)
安全避難通路等		—	—

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表（四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数）(3/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請（本申請）	次回以降申請
安全機能を有する施設	[11.1-建5]気体廃棄設備(1)の停止により、第1種管理区域内の空気ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮	気体廃棄設備(1) (608)	—
材料及び構造	—	—	—
搬送設備	—	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
警報設備等	[13.1-建1]第2核燃料倉庫外からの水の侵入及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	—	漏水検知警報設備 (857)
放射線管理施設	—	—	—

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様		適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請	六次申請 (本申請)	次回以降申請
廃棄施設	-	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	-	-	-	-
換気設備	[9.1-建1] 気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m ³ /時) 115,000 以上	-	気体廃棄設備(1) (608)	-
非常用電源設備	[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2] 第2核燃料倉庫に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	-	-	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	-	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建4] F3 電巻に対し、第2核燃料倉庫前室の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する [99-建5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	-	防護フェンス (885)	-

表 4-1-7 付属建物容器管理棟 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
		六次申請(本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製の壁及び鉄扉で構成)を貯蔵所の周囲に設置することと、爆風が上方及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、容器管理棟の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	-	-	-
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続 [4.3-建4]火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする	鉄扉 SD-221:図イ建-9 参照	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	-	-	-

表 4-1-7 付属建物容器管理棟 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
材料及び構造	-	六次申請 (本申請)	-
搬送設備	-		-
核燃料物質の貯蔵施設	-		-
警報設備等	-		-
放射線管理施設	-		-
廃棄施設	-		-
核燃料物質等による汚染の防止	-		-
遮蔽	[8.1-建1] 容器管理棟(西側)及び容器管理棟の西側屋外の敷地境界に遮蔽壁を設置する	独立遮蔽壁(容器管理棟) (864) 遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界) (883)	-
換気設備	-		-
非常用電源設備	[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2] 工場棟組立工場に設置している非常用照明と誘導灯は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。		非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	-		-
その他事業許可で求める仕様	[99-建3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 電巻来襲時に電巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの電巻荷重を上回る [99-建5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	鉄扉 SD-221 : 図イ建-9 参照 防護フェンス (885)	-

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8]生物学的影響防止のために、給気経路にフイルタ(粉塵除去用)を設置する [5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、放射線管理棟の安全機能に影響を及ぼすことはない	気体廃棄設備(2) [640, 646, 650] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 [914]	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	[7.1-建2]放射線管理棟の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(2) [640, 652]	漏水検知警報設備 [849]
火災等による損傷の防止	[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	-	防火水槽 [896] 及び可搬消防ポンプ [897]
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	-	漏水検知警報設備 [849]
安全避難通路等	-	-	-

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請	六次申請 (本申請)	次回以降申請
安全機能を有する施設	[11.1-建5]気体廃棄設備(2)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏れ出る状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮 [11.4-建2]使用施設と共用する転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室で発生する廃棄物は、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン量測定装置、及びクレーンは使用施設と共用することにより安全性を損なわない	気体廃棄設備(2) (640, 652)	廃棄物貯蔵設備(1) (818) ドラム缶ウラン量測定装置(819) クレーン(820)	
材料及び構造	—	—	—	—
搬送設備	—	—	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—	—
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	—	漏水検知警報設備(849)	—
放射線管理施設	—	—	—	—

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様		適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請	六次申請 (本申請)	次回以降申請
廃棄施設	-	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	-	-	-	-
換気設備	[9.1-建 1] 気体廃棄設備 (2) の排気能力は以下のとおりである。第 1 種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m ³ /時) 143,000 以上	-	気体廃棄設備 (2) (640, 652)	-
非常用電源設備	[16.1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建 2] 工場棟転換工場に設置している緊急対策設備 (1) (非常用照明及び誘導灯) は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	-	-	非常用ディーゼル発電機 (屋外ケーブール系統) (888)
通信連絡設備	-	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建 4] F3 電巻に対し、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根 (折板) は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット) を設置する [99-建 5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	-	防護フェンス (885)	-

表 4-1-9 放射線管理棟前室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、放射線管理棟前室の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	-	-	-
火災等による損傷の防止	[4. 1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	-	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	[11. 4-建 2]放射線管理棟前室に設置するクレーンは使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり安全性を損なわない。	-	クレーン(821)

表 4-1-9 放射線管理棟前室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	-	-	-
換気設備	-	-	-
非常用電源設備	[16. 1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16. 1-建 2] 工場棟組立工場に設置している非常用照明と誘導灯は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	-	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建 5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス (885)	-

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	<p>[3. 2-建 1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要距離を確保すること</p> <p>・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界距離(第2核燃料倉庫領域)により隔離すること</p> <p>・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離を確保すること</p>	-	<p>・原料貯蔵所(861)領域、シリンドラ洗浄棟(873)領域、第3核燃料倉庫(858)領域(1)、(2)の必要距離を確保すること</p> <p>・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離が必要距離を確保すること</p>
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5. 4. 1-建 1]建物の部材の短期許容荷重が、F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差による竜巻荷重を上回る設計とする</p> <p>[5. 4. 1-建 8]生物学的影響防止のため、給気経路にフィルタ(粉塵除去用)を設置する</p> <p>[5. 4. 2-建 1]航空機落下で発生する火災に対して鉄扉は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならない</p> <p>[5. 4. 2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置すること、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、除染室・分析室の安全機能に影響を及ぼすことはない</p>	<p>鉄扉 SD-220:図イ建-9 参照</p> <p>気体廃棄設備(1) (608, 614, 628)</p> <p>鉄扉 SD-220:図イ建-9 参照</p> <p>水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)</p>	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (2/4)

設工認技術基準		技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
		番号を示す)		次回以降申請	
閉じ込めの機能		[7.1-建2]除染室・分析室の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧)	気体廃棄設備(1) (608, 638, 639)		漏水検知警報設備 (853)
火災等による損傷の防止		[7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする [4.1-建5] 消防法施行令第19条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続 [4.3-建4]火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする	鉄扉 SD-220:図イ建-9 参照		防火水槽 (896) 及びび可搬消防ポンプ (897)
溢水による損傷の防止		[5.6.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	—		漏水検知警報設備 (853)
安全避難通路等		—	—		—
安全機能を有する施設		[11.1-建5]気体廃棄設備(1)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏れやすい状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮	気体廃棄設備(1) (608, 638, 639)		—

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (3/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
材料及び構造	-	六次申請 (本申請)	-
搬送設備	-		-
核燃料物質の貯蔵施設	-		-
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする		漏水検知警報設備 (863)
放射線管理施設	-		-
廃棄施設	-		-
核燃料物質等による汚染の防止	-		-
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁 (工場棟転換工場の東側屋外) (881)	-
換気設備	[9.1-建1]気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m ³ /時) 115,000 以上	気体廃棄設備(1) (608, 638, 639)	-

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
非常用電源設備	<p>[16.1-建 1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する</p> <p>[16.1-建 2]除染室・分析室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。</p>	-	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	-	-	-
<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3]更なる安全裕度の向上策として、F3 電巻来襲時に電巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの電巻荷重を上回る</p> <p>[99-建 4]F3 電巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する</p> <p>[99-建 5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する</p>	鉄扉 SD-220:図イ建-9 参照	-

表 4-1-11 付属建物発電機室 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/2)

工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、五次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (木申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-建1]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放される設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用が開始されるまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、付属建物発電機室の安全機能に影響を及ぼすことはない。	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	-	-	-
火災等による損傷の防止	[11.1-建4]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続。		防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	-	-	-

表 4-1-11 付属建物発電機室 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次數) (2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、五次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	-	-	-
換気設備	-	-	-
非常用電源設備	[24.1-建1] 全ての非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(890,893)(有線式))と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。 [24.1-建2] 付属建物発電機室の全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第2変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	-	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建4]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する。	防護フェンス(885)	-

表 4-1-12 飛散防止用防護ネット（五次申請分） 仕様表（五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数）（1/2）

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計)番号は、五次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請（本申請）	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	[6.1-建1]耐震重要度分類第1類である緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備の破損による波及的影響により破損しない構造とする。	気体廃棄設備(1) [614, 615, 616, 628, 629] (工場棟転換工場、付属建物第2核燃料倉庫、付属建物除染室・分析室) 気体廃棄設備(2) [646, 647, 648] (工場棟成型工場、放射線管理棟)	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	-	-	-
火災等による損傷の防止	-	-	-
溢水による損傷の防止	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	[14.1-建3]ロータリーキルンにおける炉内爆発が発生しても、ウラン粉末を含む爆風はロータリーキルンの爆風圧力逃し機構(破裂板)を通じて局所排気系統へ排気し、閉じ込め性が維持されることから、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮する。	ロータリーキルン[94]	-

表 4-1-12 飛散防止用防護ネット（五次申請分） 仕様表（五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数）（2/2）

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、五次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請（本申請）	次回以降申請
材料及び構造	—	—	—
搬送設備	—	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
警報設備等	—	—	—
放射線管理施設	—	—	—
廃棄施設	—	—	—
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	—	—	—
換気設備	—	—	—
非常用電源設備	—	—	—
通信連絡設備	—	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—	—

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
(1)UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 (14)UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (17)UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小) (21)UF6 蒸発・加水分解設備 加水分解装置 (エジェクタ) (22)UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽 (28)UF6 蒸発・加水分解設備 熱交換器 (106)焙焼還元設備 U02 プロータンク (107)焙焼還元設備 U02 フィルタ (108)焙焼還元設備 U02 バックアップフィルタ (110)焙焼還元設備 U02 受けホッパ (112)粉砕・充填設備 粉砕機 (113)粉砕・充填設備 粉砕機 バグフィルタ (115)粉砕・充填設備 充填装置 (106)焙焼還元設備 U02 プロータンク (107)焙焼還元設備 U02 フィルタ (110)焙焼還元設備 U02 受けホッパ (112)粉砕・充填設備 粉砕機	核燃料物質の臨界防止	[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 [3.2-建 1(4次)]臨界隔壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置するユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要距離距離以上離れた配置に制限する。	工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器	-
-	安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
-	地震による損傷の防止	-	-	-
-	津波による損傷の防止	-	-	-
-	外部からの衝撃による損傷の防止	-	-	-
-	人の不法な侵入等の防止	-	-	-
(106)焙焼還元設備 U02 プロータンク (107)焙焼還元設備 U02 フィルタ (110)焙焼還元設備 U02 受けホッパ (112)粉砕・充填設備 粉砕機 (115)粉砕・充填設備 充填装置	閉じ込めの機能	[10.1-設 3]フードボックスの開閉は風速 0.5 m/秒以上を維持する。	{96}フードボックス(ロータリーキルン) {608}気体廃棄設備(1)	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{106} 焙焼還元設備 U02 プロータンク {107} 焙焼還元設備 U02 フィルタ {110} 焙焼還元設備 U02 受けホッパ {112} 粉碎・充填設備 粉碎機 {115} 粉碎・充填設備 充填装置	閉じ込めの機能	[10.1-設 4] 排気は局所排気システムに接続する。	{96} フードボックス(ロータリーキルン) {608} 気体廃棄設備(1)	—
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[10.1-設 6] 過加熱を防止するため、{3} シリンダ過加熱防止インターロックを設置する。	{3} シリンダ過加熱防止インターロック	—
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ		[10.1-設 6] 過加熱を防止するため、{15} コールドトラップ温度高インターロックを設置する。	{15} コールドトラップ温度高インターロック	—
{17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小)		[10.1-設 6] 過加熱を防止するため、{18} コールドトラップ(小)温度高インターロックを設置する。	{18} コールドトラップ(小)温度高インターロック	—
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ {17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小)		[10.1-設 10] 地震時の UF ₆ 供給を停止する {6} 地震インターロックを設置する (独立二系統)。	{6} 地震インターロック	—
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[10.1-設 10] {25} 液貯槽ポンプ停止インターロックを設置する。	{25} 液貯槽ポンプ停止インターロック {35} 液受槽	—
{22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[10.1-設 10] {27} 循環貯槽液位低インターロックを設置する。	{27} 循環貯槽液位低インターロック	—
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ {17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小)		[10.1-設 11] {20} コールドトラップ(小) 捕集中の温度高インターロックを設置する。	{20} コールドトラップ(小) 捕集中の温度高インターロック	—
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10.1-設 13] {9} UF ₆ 漏えい拡大防止 (UF 検知) インターロックを設置する。	{9} UF ₆ 漏えい拡大防止 (UF 検知) インターロック	—

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準 閉じ込めの機能	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[10.1-設 13] UF6 漏えいを検知するため、{5} UF6 漏えい拡大防止(電導度)インターロックを設置する。	{5} UF6 漏えい拡大防止 (電導度) インターロック	
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10.1-設 16] UF ₆ の漏えい拡大遅延用ガス溜めバッファを設置する。	{608} 気体廃棄設備 (1)	-
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10.1-設 17] UF6 の漏えいに対して、排気中の UF6 を処理するスクラバと高性能エアフィルタ 2 段 (2 段目は耐 HF 性) を設置する。	{611} 高性能エアフィルタ	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10.1-設 19] {10} UF ₆ 漏えい警報設備 (フードボックス内) を設置する。	{10} UF ₆ 漏えい警報設備 (フードボックス内)	-
{11} UF6 蒸発・加水分解設備 防護カバー		[10.1-設 19] {12} {13} UF ₆ 漏えい警報設備 (防護カバー内、防護カバー外) を設置する。	{12} UF ₆ 漏えい警報設備 (防護カバー内) {13} UF ₆ 漏えい警報設備 (防護カバー外)	-
{106} 焙焼還元設備 UO2 プロータンク		[10.1-設 20] 粉末状のウランを加圧状態で取り扱う機器は局所排気系統に接続したフードボックス又は配管カバー内に設置する。	{96} フードボックス (ロータリーキルン)	-
{22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{26} 循環貯槽液位高インターロックを設置する。	{35} 液受槽 {26} 循環貯槽液位高インターロック	-
{28} UF6 蒸発・加水分解設備 熱交換器		[10.1-設 22] 保温カバーにより UO ₂ F ₂ 溶液の飛散を防止する。	{31} 堰 (UO ₂ F ₂ 貯槽) {33} 飛散防止カバー (UO ₂ F ₂ 貯槽、液貯槽、調液貯槽)	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[10.1-設 27] UF ₆ 移送ラインを確保するため、{7} シリンダ取外しインターロックを設置する。	{7} シリンダ取外しインターロック	-
{28} UF6 蒸発・加水分解設備 熱交換器		[10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰と漏えい検知器を設置する。	{31} 堰 (UO ₂ F ₂ 貯槽) {32} 堰漏水検知警報設備	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するととしていた設備・機器の申請次数) (4/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽	閉じ込めの機能	[10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰 ([24] 堰漏水検知警報設備付) を設置する。	{24} 堰漏水検知警報設備	-
{23} UF6 蒸発・加水分解設備 堰 (循環貯槽)				
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[10.1-設 34] 過加熱を防止するため、(4) シリンダ圧力高インターロックを設置する。	{4} シリンダ圧力高インターロック	-
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ		[10.1-設 34] 過加熱を防止するため、(16) コールドトラップ圧力高インターロックを設置する。	{16} コールドトラップ圧力高インターロック	-
{17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小)		[10.1-設 34] 過加熱を防止するため、(19) コールドトラップ (小) 圧力高インターロックを設置する。	{19} コールドトラップ (小) 圧力高インターロック	-
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10.1-設 44] UF ₆ 漏えい時に排気経路を切り替える (切替ダンパによる排気経路切替動作。) (独立二系統)。	{9} UF ₆ 漏えい拡大防止 (UF 検知) インターロック	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[10.1-設 45] {6} {621} 地震インターロックに連動し、防護カバーフード部給気口およびフードボックス排気口を閉鎖する。(独立二系統)	{6} 地震インターロック {621} 地震インターロック	-
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。	{496} 大型粉末容器 {117} 大型混合装置	-
{11} UF6 蒸発・加水分解設備 防護カバー	火災等による損傷の防止	[11.3-設 4] プロフにオイルパン及び遮熱板を設置する。	{238} フードボックス (粉碎機)	-
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ				
{17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小)	溢水による損傷の防止	-	-	-
{115} 粉碎・充填設備 充填装置				
{238} ウラン回収設備 (第2系列) フードボックス (粉碎機)	安全避難通路等	-	-	-
-				
-			-	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (5/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	六次申請 (本申請)	適合性を確認するための施設 次回以降申請
{1}UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {8}UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス {14}UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ {17}UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小)	安全機能を有する施設	[14.1-設 6] UF ₆ を加圧で取り扱う配管配筋によりUF ₆ がフードボックス内へ漏えいした状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく、必要な安全機能を発揮できる。(設計基準事故時のUF ₆ 温度：108℃、UF ₆ 圧力：0.407MPaG)	(1)蒸発器 (8)フードボックス (14)コールドトラップ (17)コールドトラップ(小) {608}気体廃棄設備(1)	-
-	材料及び構造	-	-	-
-	搬送設備	-	-	-
-	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
{8}UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス	警報設備等	[18.1-設 1] {10}UF ₆ 漏えい警報設備(フードボックス内)を設置する。	{10}UF ₆ 漏えい警報設備(フードボックス内)	-
{11}UF6 蒸発・加水分解設備 防護カバー		[18.1-設 1] {12}{13}UF ₆ 漏えい警報設備(防護カバー内、防護カバー外)を設置する。	{12}UF ₆ 漏えい警報設備(防護カバー内) {13}UF ₆ 漏えい警報設備(防護カバー外)	-
{22}UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[18.1-設 4] 堰には{24}堰漏水検知警報設備を設置する。	{24}堰漏水検知警報設備	-
{28}UF6 蒸発・加水分解設備 熱交換器		[18.1-設 4] {32}堰漏水検知警報設備を設置する。	{31}堰(U02F2貯槽) {32}堰漏水検知警報設備	-
{11}UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[18.2-設 2] 過加熱を防止するため、{3}シリンダ過加熱防止インターロックを設置する。	{3}シリンダ過加熱防止インターロック	-
{14}UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ		[18.2-設 2] 過加熱を防止するため、{15}コールドトラップ温度高インターロックを設置する。	{15}コールドトラップ温度高インターロック	-
{17}UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小)		[18.2-設 2] 過加熱を防止するため、{18}コールドトラップ(小)温度高インターロックを設置する。	{18}コールドトラップ(小)温度高インターロック	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (6/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準 警報設備等	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[18.2-設 3] UF ₆ 漏えいを検知するため、{5}UF ₆ 漏えい拡大防止(電導度) インターロックを設置する。	{5}UF ₆ 漏えい拡大防止(電導度) インターロック	-
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[18.2-設 3] {9}UF ₆ 漏えい拡大防止 (UF 検知) インターロックを設置する。	{9}UF ₆ 漏えい拡大防止 (UF 検知) インターロック	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[18.2-設 4] 地震時のUF ₆ 供給を停止する {6} 地震インターロックを設置する (独立二系統)。	{6} 地震インターロック	-
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ		[18.2-設 4] {25} 液貯槽ポンプ停止 インターロックを設置する。	{25} 液貯槽ポンプ停止 インターロック	-
{17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小)		[18.2-設 4] {27} 循環貯槽液位低 インターロックを設置する。	{27} 循環貯槽液位低 インターロック	-
{22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[18.2-設 5] {6} {621} 地震インターロックに連動し、防護カバーフード部の給気口およびフードボックス排気口を閉鎖する (独立二系統)。	{6} 地震インターロック {621} 地震インターロック	-
{22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[18.2-設 7] 過加熱を防止するため、{4} シリンダ圧力高インターロックを設置する。	{4} シリンダ圧力高インターロック	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[18.2-設 7] 過加熱を防止するため、{16} コールドトラップ圧力高インターロックを設置する。	{16} コールドトラップ圧力高インターロック	-
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ		[18.2-設 7] 過加熱を防止するため、{19} コールドトラップ (小) 圧力高インターロックを設置する。	{19} コールドトラップ (小) 圧力高インターロック	-
{17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小)		[18.2-設 8] {20} コールドトラップ (小) 捕集中の温度高インターロックを設置する。	{20} コールドトラップ (小) 捕集中の温度高インターロック	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (7/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
(1)UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[18.2-設 9] UF ₆ 移送ラインを確保するため、(7) シリンダ取外しインターロックを設置する。	(7) シリンダ取外しインターロック	—
(22) UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、(26) 循環貯槽液位高インターロックを設置する	(26) 循環貯槽液位高インターロック (36) 液受槽	—
—	放射線管理施設	—	—	—
—	廃棄施設	—	—	—
—	核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
—	遮蔽	—	—	—
—	換気設備	—	—	—
—	非常用電源設備	—	—	—
—	通信連絡設備	—	—	—
—	その他事業許可で求める仕様	—	—	—

表 4-2-2 成形施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/3)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
-	核燃料物質の臨界防止	-	-	-
-	安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
-	地震による損傷の防止	-	-	-
-	津波による損傷の防止	-	-	-
-	外部からの衝撃による損傷の防止	-	-	-
-	人の不法な侵入等の防止	-	-	-
{369} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末篩分機)	閉じ込めの機能	[7.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。	{653} 気体廃棄設備 (3)	-
{370} 圧縮成型設備フードボックス (粉末篩分機)				
{373} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 1)				
{375} 圧縮成型設備フードボックス (粉末混合機 1)				
{376} 圧縮成型設備粉末明替用フードボックス				
{379} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 2)				
{382} 圧縮成型設備フードボックス (粉末混合機 2)				
{384} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (中型混合機)				
{385} 圧縮成型設備フードボックス (中型混合機)				
{388} 圧縮成型設備フードボックス (粗成型用プレス)				
{390} 圧縮成型設備フードボックス (粗成型用プレスファイダ)				
{396} 圧縮成型設備フードボックス (造粒機)				
{398} 圧縮成型設備フードボックス (本成型用プレス)				
{400} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (本成型用プレス)				
{403} 圧縮成型設備フードボックス (ペレット整列機)				
{419} 研削設備フードボックス (センターレスグラインダ)				
{420} 研削設備フードボックス (パーツファイダ)				
{427} 粉末再生設備洗浄ボックス				
{434} 粉末再生設備粉末再生フードボックス				
{438} 粉末再生設備フードボックス (粉末投入用) (粉砕機)				
{439} 粉末再生設備フードボックス (粉砕機)				

表 4-2-2 成形施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (2/3)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{369} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末篩分機) {370} 圧縮成型設備フードボックス (粉末篩分機) {373} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 1) {375} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 1) {376} 圧縮成型設備粉末明書用フードボックス {379} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 2) {382} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 2) {384} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (中型混合機) {385} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (中型混合機) {388} 圧縮成型設備フードボックス (組成型用プレス) {390} 圧縮成型設備フードボックス (組成型用プレスフィード) {396} 圧縮成型設備フードボックス (造粒機) {398} 圧縮成型設備フードボックス (本成型用プレス) {400} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (本成型用プレス) {403} 圧縮成型設備フードボックス (ベレット整列機) {419} 研削設備フードボックス (セクターレースグラインダ) {420} 研削設備フードボックス (パーツフィード) {427} 粉末再生設備洗浄ボックス {432} 粉末再生設備研削屑乾燥機 {434} 粉末再生設備粉末再生フードボックス {435} 粉末再生設備酸化炉 {438} 粉末再生設備フードボックス (粉末投入用) (粉砕機) {439} 粉末再生設備フードボックス (粉砕機)	閉じ込めの機能	[7.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。	六次申請 (本申請) (653) 気体脱着設備 (3)	-

表 4-2-2 成形施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/3)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
-	火災等による損傷 の防止	-	-	-
-	溢水による損傷の 防止	-	-	-
-	安全避難通路等	-	-	-
(435) 粉末再生設備酸化炉	安全機能を有する 施設	[11.1-設3] 酸化炉の火災によりウ ラン粉末が漏えいを想定した環境下 でも、室内排気系統に設置する高性 能エアフィルタを介して排気するこ とにより必要な安全機能を発揮でき る。	(653) 気体廃棄設備(3)	-
-	材料及び構造	-	-	-
-	搬送設備	-	-	-
-	核燃料物質の貯蔵 施設	-	-	-
-	放射線管理施設	-	-	-
-	廃棄施設	-	-	-
-	核燃料物質等によ る汚染の防止	-	-	-
-	遮蔽	-	-	-
-	換気設備	-	-	-
-	非常用電源設備	-	-	-
-	通信連絡設備	-	-	-

表 4-2-3 貯蔵施設 仕様表 (二次申請以降で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
(2)UF ₆ シリンダ (488)UF ₆ シリンダ (492)UF ₆ シリンダ	核燃料物質の臨界 防止	[4.2-設 1]UF ₆ シリンダを貯蔵 する工場棟転換工場シリンダ 貯蔵架台については、貯蔵設備 単体の臨界安全性を臨界計算 コードで確認した後、立体角法 により安全であることを確認 した位置に貯蔵設備を固定す る。また、原料貯蔵所シリンダ 貯蔵ピットについては、臨界計 算コードにより安全であるこ とを確認した位置に貯蔵設備 を固定する。	シリンダ貯蔵架台 (491)	シリンダ貯蔵ピット (487)
(2)UF ₆ シリンダ (488)UF ₆ シリンダ (492)UF ₆ シリンダ	安全機能を有する 施設の地盤	[4.2-設 2] ウランの移動は、 その形状寸法及び移動範囲に ついて臨界計算コードにより 安全である範囲に制限する。	天井走行クレーン (494)	天井走行クレーン (490)
(2)UF ₆ シリンダ (488)UF ₆ シリンダ (492)UF ₆ シリンダ	地震による損傷の 防止	[5.1-設 1] 十分な支持性能を 有する基礎及び地盤上に建造 された工場棟転換工場の土間 コンクリートに設置する。	シリンダ貯蔵架台 (491)	シリンダ貯蔵ピット (487)
—	津波による損傷の 防止	[6.1-設 1] 耐震重要度分類 する。	シリンダ貯蔵架台 (491)	シリンダ貯蔵ピット (487)
—	外部からの衝撃に よる損傷の防止	[6.1-設 2] 耐震重要度分類に 応じた地震力に耐える設計と する。	シリンダ貯蔵架台 (491)	シリンダ貯蔵ピット (487)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

表 4-2-3 貯蔵施設 仕様表 (二次申請以降で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/3)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
—	人の不法な侵入等の防止	—	—	—
(522) 粉末貯蔵設備フードボックス	閉じ込めの機能	[7.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する	{653} 気体廃棄設備 (3)	—
—		[7.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。	{653} 気体廃棄設備 (3)	—
—	火災等による損傷の防止	—	—	—
—	溢水による損傷の防止	—	—	—
—	安全避難通路等	—	—	—
(517) 粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵棚	安全機能を有する施設	[11.1-設 2] 粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末一時貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる	{653} 気体廃棄設備 (3)	—
{2} UF ₆ シリンダ {488} UF ₆ シリンダ {492} UF ₆ シリンダ		[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。	シリンダ貯蔵架台 {491}	シリンダ貯蔵ピット {487}
{2} UF ₆ シリンダ {488} UF ₆ シリンダ {492} UF ₆ シリンダ		[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	シリンダ貯蔵架台 {491}	シリンダ貯蔵ピット {487}

表 4-2-3 貯蔵施設 仕様表 (二次申請以降で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/3)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
—	材料及び構造	—	—	—
(2)UF ₆ シリンダ (488)UF ₆ シリンダ (492)UF ₆ シリンダ	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。	天井走行クレーン {494}	天井走行クレーン {490}
(2)UF ₆ シリンダ (488)UF ₆ シリンダ (492)UF ₆ シリンダ		[16.1-設 2] クランを搬送する能力を有する。(定格荷重: 5t)	天井走行クレーン {494}	天井走行クレーン {490}
—	核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—
—	警報設備等	—	—	—
—	放射線管理施設	—	—	—
—	廃棄施設	—	—	—
—	核燃料物質等による汚染の防止	—	—	—
—	遮蔽	—	—	—
—	換気設備	—	—	—
—	非常用電源設備	—	—	—
—	通信連絡設備	—	—	—

表 4-2-4 廃棄施設 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
-	核燃料物質の臨 界防止	-	-	-
-	安全機能を有す る施設の地盤	-	-	-
-	地震による損傷 の防止	-	-	-
-	津波による損傷 の防止	-	-	-
-	外部からの衝撃 による損傷の防 止	-	-	-
-	人の不法な侵入 等の防止	-	-	-
(771) 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 乾燥機	閉じ込めの機能	[7.1-設 31] 排気は局所排気系統に 接続し、内部は設置雰囲気に対して 9.8Pa 以上の負圧を維持する	(608) 気体廃棄設備 (1)	-
-	火災等による損 傷の防止	-	-	-
-	溢水による損傷 の防止	-	-	-
-	安全避難通路等	-	-	-
-	安全機能を有す る施設	-	-	-
-	材料及び構造	-	-	-
-	搬送設備	-	-	-
-	核燃料物質の貯 蔵施設	-	-	-

表 4-2-4 廃棄施設 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

既申請の設備・機器		加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
				六次申請 (本申請)	次回以降申請
[762]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) 凝集沈殿槽	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する	-	(835) 漏水検知警報設備
[764]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) 遠心分離機				
[765]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) ろ液受槽				
[767]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) ろ過機				
[768]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) チェックタンク				
[770]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) イオン交換装置				
[772]	液体廃棄物の廃棄設備 (6) チェックタンク				
-					
[762]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) 凝集沈殿槽	放射線管理施設 廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する	-	(776) 排水貯留池
[764]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) 遠心分離機				
[765]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) ろ液受槽	核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備	[14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する	-	(776) 排水貯留池
[767]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) ろ過機				
[770]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) チェックタンク				
[768]	液体廃棄物の廃棄設備 (5) イオン交換装置				
[772]	液体廃棄物の廃棄設備 (6) チェックタンク				
-					
-					
-					
-					
-					

表 4-2-5 その他の加工施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{909} 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	核燃料物質の臨界 防止	[4.2-設1] ウランの使用は、 その形状寸法及び位置につい て立体角法により安全である 範囲に制限する。	次回以降申請する工場棟領域内 の核的制限値を有する設備・機 器	
{906} 分析設備 同位体分析設備 {907} 分析設備 不純物分析設備 (廃水タンクを除く) {908} 分析設備 物性測定設備		[4.2-設1] 分光分析室及び 分析室全体での質量制限値の ウランを試料回収ボックスに 集約し立体角法により評価す る。	次回以降申請する工場棟領域内 の核的制限値を有する設備・機 器	-
-	安全機能を有する 施設の地盤	-	-	-
-	地震による損傷の 防止	-	-	-
-	津波による損傷の 防止	-	-	-
-	外部からの衝撃に よる損傷の防止	-	-	-
-	人の不法な侵入等 の防止	-	-	-
{909} 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	閉じ込めの機能	[10.1-設3] フードボックスの 開口部は風速 0.5 m/秒以上を 維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気設 備に接続する。	{608} 気体廃棄設備(1)	-
-	火災等による損傷 の防止	-	-	-
-	溢水による損傷の 防止	-	-	-

表 4-2-5 その他の加工施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
-	安全避難通路等	-	-	-
-	安全機能を有する 施設	-	-	-
-	材料及び構造	-	-	-
-	搬送設備	-	-	-
-	核燃料物質の貯蔵 施設	-	-	-
{907} 分析設備 不純物分析設備 (廃水タンク)	警報設備等	[13.1-建1(4次)] 除染 室・分析室の液体状の放射性 物質を収納する機器には、施 設外への漏えいを防止するた めの堰に漏水検知警報設備を 設置する。	-	{835、853} 漏水検知警報設備
-	放射線管理施設	-	-	-
-	廃棄施設	-	-	-
-	核燃料物質等によ る汚染の防止	-	-	-
-	遮蔽	-	-	-
-	換気設備	-	-	-
{887, 888} 非常用設備 非常用電源設備 非常用ダイ ーゼル発電機	非常用電源設備	[24.1-設2] ダイーゼル機関 を原動力とし、既設同様接続 設備で要求されるのに必要な 電圧 3300V を有する非常用デ ィーゼル発電機を設置する。	-	{887, 888} 非常用設備 非常 用電源設備 非常用ダイーゼル 発電機
-	通信連絡設備	-	-	-

添付書類 I-2 設計及び工事に係る品質管理の方法等の事業許可への適合に関する説明書

本申請における設計及び工事に係る品質管理の方法等が、事業許可に適合していることを、以下に示す書類で説明する。

- ・ 保安品質保証計画書の事業許可への適合性に関する説明
- ・ 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>イ. 目的 三菱原子燃料株式会社(以下「当社」という。)は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(以下「品質管理基準規則」という。)及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて、加工施設の保安の安全を確保することを目的とする。</p>	<p>1. 目的 本保安品質保証計画書(以下「本マニュアル」という。)は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(以下、「品質管理基準規則」という。)及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する事項」(以下、「品質管理基準規則解釈」という。)の要求事項を踏まえて、加工事業における保安活動(以下「保安活動」という。)に對する保安品質保証計画を定め、よって三菱原子燃料株式会社(以下「MNF」という。)加工施設の原子力安全を確保することを目的とする。 なお、この保安活動には、関係法令及び加工施設保安規定(以下「保安規定」という。)の遵守並びに安全文化の育成及び維持に関する活動を含む。また、本マニュアルは、原子炉等規制法加工規則第7条の2の品質保証計画及び保安規定第4条の要求に該当する。</p> <p>3. 定義 本マニュアルで使用する用語は、保安規定、「品質管理基準規則」、「品質管理基準規則解釈」、JEAC4111-2009 の定義及びその引用規格である JIS Q9000:2006 で定義された用語を原則として適用する。 ① 原子力安全 適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。 ② グレード分け プロセス、加工施設及び調達物品・役務(以下「調達物品等」という。)の原子力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。 ③ 標準書 本マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。保安マネジメントシステム文書体系上の位置づけは、「4.2 文書化に関する要求事項」</p>
<p>ロ. 定義 用語の定義は、「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」に従う。</p>	

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
	<p>を参照のこと。</p> <p>④保安活動 加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>⑤不適合 要求事項に適合していないことをいう。</p> <p>⑥プロセス 意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。</p> <p>⑦保安品質マネジメントシステム 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。</p> <p>⑧原子力安全のためのリーダーシップ 原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p>⑨是正処置 不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかつた事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置を予防処置と称する。</p> <p>⑩未然防止処置 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するため に講ずる措置をいう。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、未然防止処置を予防処置と称する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>ハ. 適用範囲 以下の保安品質マネジメントシステムは、当社の加工施設における保安活動に適用する。</p>	<p>⑪ 予防処置 本マニユアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置及び未然防止処置を予防処置と称する。 ⑫ 一般産業用工業品 原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにこれら の部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において 用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。 ⑬ 妥当性確認 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は 保安活動を構成する個別の業務及びプロセスが実際の使用環境又は活 動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p>
<p>ニ. 保安品質マネジメントシステム (イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施 するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行</p>	<p>2. 適用範囲 本マニユアルは、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動 に適用する。なお、保安規定の範囲外として実施する保安活動に適用して も良い。 2. 1 適用組織 本マニユアルの適用組織は、第5章5. 5. 1項に定める保安に関する 品質保証活動を行う組織とする。 2. 2 適用規則及び参照規格 (1) 「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」（適用規則） (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」 (参照規格)（以下「JEAC4111-2009」という。） (3) JIS Q9000:2006「品質マネジメントシステム-基本及び用語」（参照 規格）（以下「JISQ9000:2006」という。）</p>
<p>4. 保安品質マネジメントシステム 4. 1 一般要求事項 (1) 保安品質マネジメントシステムの確立・文書化・実施・維持及び継 続的改善を次のとおり実施する。</p>	<p>4. 保安品質マネジメントシステム 4. 1 一般要求事項 (1) 保安品質マネジメントシステムの確立・文書化・実施・維持及び継 続的改善を次のとおり実施する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>う。</p> <p>(2)保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a)加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b)加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3)保安に係る組織は、自らの加工施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>a)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。</p> <p>b)プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確に定める。</p> <p>c)プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</p> <p>d)プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</p>	<p>a)「4.2.2保安品質保証計画書」のとおり保安品質保証計画書を制定し、保安品質マネジメントシステムを確立する。</p> <p>b)「4.2文書化に関する要求事項」のとおり文書化する。</p> <p>c)「5.5.1責任及び権限」及び「5.5.2管理責任者」のとおり、組織と職務を定め、「5.3保安品質方針」及び「5.4計画」に従って保安品質マネジメントシステムを実施し、「5.6マネジメントレビュー」に従って体制、計画を含む実施状況をレビューすることにより、マネジメントシステムの維持及び有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2)保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次のとおり実施する。</p> <p>a)保安品質マネジメントシステムを構成するプロセスは次のとおりとする。</p> <p>①運営管理活動プロセス</p> <p>②資源の運用管理プロセス</p> <p>③業務の計画及び実施プロセス</p> <p>④評価及び改善プロセス</p> <p>これらのプロセスに対して、プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を【表1基本プロセスと標準書】に示す標準書に定める。また、保安品質マネジメントシステムの文書の体系を、【図1保安品質マネジメントシステム文書体系図】に示す。</p> <p>b)これらのプロセスに関しての概略の関連図を、【図2プロセス関連図】に示す。また、【表1基本プロセスと標準書】の標準書では、各プロセスに含まれる個々の業務の順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にするよう記載する。</p> <p>c)これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であること(これを確実にするために(確実に効果を発揮できるようにするため)必要なパフォーマンスを示す指標(以下、「P I (Performance Indicator)」という。)及び判断基準を「4.2.1(文書化に関する要求事項)一般」において示した文書で明確にする。</p> <p>d)これらのプロセスの運用及び監視測定を支援するために「6.資源</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。</p> <p>g) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態となることを目指す。</p> <p>a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b) 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g) 安全文化に関する内部保安監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h) 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合は、これを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p>	<p>の運用管理」としており、必要な資源及び情報を利用できることを確保する。これには、責任及び権限の明確化を含む。</p> <p>e) これらのプロセスを「8. 評価及び改善」のとおりに監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、「8. 5. 1 継続的改善」のとおりに計画とおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置(プロセス及び組織の変更を含む。)をとる。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</p> <p>h) これらのプロセスにおいて、原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。また、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決する。</p> <p>(3) 【表1 基本プロセスと標準書】の標準書には、保安品質マネジメントシステムの運用のために、原子力安全に対する重要度に応じて、適宜、要求事項の適用程度についてグレード分けを記載し、「4. 2. 3 文書管理」に従いその適切性を審査し、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる a) ~ c) を適切に考慮する。また、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて、次に掲げる d) ~ h) を考慮することができる。</p> <p>a) 業務・加工施設又は組織の重要度・複雑さの程度</p> <p>b) 業務・加工施設の品質又は保安活動に関連するリスクの大きさ</p> <p>c) 加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>d) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</p> <p>e) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>f) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>g) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>(6) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>管理や検査の必要性の程度 h) 運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度 (4) 保安品質マネジメントシステムを、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈の要求事項に沿って運営管理するため、本マニュアルを維持管理する。 (5) 業務・加工施設に適用される法令・規制要求事項を明確にし、文書化する。 (6) 人的要因、技術的要因及び組織的要因の相互作用を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを実施し、次の状態を目指す。 a) 原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b) 風通しのよい組織文化が形成されている。 c) 要員が、自ら行う原子力安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d) 全ての取組みにおいて、原子力安全を考慮した意思決定が行われている。 e) 要員が「常にかいける姿勢」や「学習する姿勢」を持ち、原子力安全に対する自己満足を戒めている。 f) 原子力安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g) 安全文化に関する内部保安監査及び自己アセスメントの結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h) 原子力安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、関係する要員が必要なコミュニケーションをとっている。 (7) 業務・加工施設に係る要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託(以下、本マニュアル及び保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、役務調達という。)することを組織が決められた場合には役務調達したプロセスに関して管理を確実にする。役務調達したプロセスの管理について、「7.4 調達」のとおり管理を行う。 注) 役務調達したプロセスに対する管理を確実にしたとしても、すべての業務に関連する法令・規制要求事項への適合に対する組織の責</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>(ロ)保安品質マネジメントシステムの文書化 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立すると きは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文 書に規定する事項を実施する。 a)保安品質方針及び保安品質目標 b)保安品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「保安品質 マニュアル」という。) c)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるよう にするために必要な文書(標準書を含む。) d)手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p>	<p>任は免除されない。なお、役務調達したプロセスに適用される管理 の方式及び程度は、次のような要因によって影響され得る。 a) 原子力安全を達成するために必要な組織の能力に対する、役 務調達したプロセスの影響の可能性 b) そのプロセスの管理への関与の度合い c) 調達管理を遂行する能力 (8) 保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>
<p>(ハ)保安品質マニュアル 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」を制定し、 維持させる。 a)保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c)保安品質マネジメントシステムの適用範囲 d)保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照 情報 e)プロセスの相互の関係</p>	<p>4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 保安活動を効果的に遂行するための保安品質マネジメントシステム文 書は以下であり、その文書体系は、【図1保安品質マネジメントシステム文 書体系図】のとおりとする。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて 作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (1) 保安品質方針及び保安品質目標 (2) 保安品質保証計画書及び保安規定 (3) 【表1基本プロセスと標準書】に示した各種標準書及びそれぞれに基 づく記録 (4) 必要と決定した、要領書・計画書等(指示書、図面等を含む文書及 び記録を含む)</p>
<p>(ヘ)保安品質マニュアル 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」を制定し、 維持させる。 a)保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c)保安品質マネジメントシステムの適用範囲 d)保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照 情報 e)プロセスの相互の関係</p>	<p>4. 2. 2 保安品質保証計画書 (1) 制定 本マニュアルは、次の事項を含み、起案は安全・品質保証部長が行い、 検討は各部長(「5. 5. 1責任及び権限」参照)及び東海工場長が、確認 は核燃料取扱主任者が行い、安全衛生委員会への諮問、管理責任者(「5. 5. 2管理責任者」参照)である管理総括者の承認を得た後、社長が制定 する。 注) 管理総括者は、役員の中から社長が任命し、加工施設における核燃 料物質の加工に関する保安を総括する責任と権限を有する。 a) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲(「2. 適用範囲」に記 載)及び適用組織に関する事項(【図3保安管理組織図】に記載) b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>(二)文書の管理 (1)保安に係る組織は、次の事項を含む標準書に基づき、保安品質マネジメント文書を管理する。 a)組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 b)文書の組織外への流出等の防止 c)保安品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 (2)保安に係る組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を、利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた標準書を作成する。 a)保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。 b)保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p>	<p>c) 保安品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報(本マニュアルと【表1 基本プロセスと標準書】) d) 保安品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述(【図2 プロセス関連図】等) 注) () 内は、本マニュアルでの記載状況を示した。 (2) 改定 本マニュアルは3年に1回定期的に見直し、又は必要が生じた場合に見直しを行うこととする。改定が必要な場合には、(1)と同様の手続きを経て、社長が改定する。 (3) 維持管理 本マニュアルの維持管理は、安全・品質保証課長が行う。</p>
<p>4. 2. 3 文書管理 保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を含み管理する。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・文書の発行及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を確実にするために「保安文書管理標準」を定める。 (1) 文書の承認発行 要員が判断および決定をするに当たり、適切な文書を利用できる(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)よう、次の活動に必要な管理を行う。 a) 文書は、その発行に先立ち権限のある者がその適切性についてレビューし承認する。 b) 文書の更新の必要性についてレビューする。また、更新に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する。 c) a) 及び b) のレビューには、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。 d) 文書は台帳等により改訂内容および適用する版の状況を明確にす</p>	<p>4. 2. 3 文書管理 保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を含み管理する。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・文書の発行及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を確実にするために「保安文書管理標準」を定める。 (1) 文書の承認発行 要員が判断および決定をするに当たり、適切な文書を利用できる(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)よう、次の活動に必要な管理を行う。 a) 文書は、その発行に先立ち権限のある者がその適切性についてレビューし承認する。 b) 文書の更新の必要性についてレビューする。また、更新に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する。 c) a) 及び b) のレビューには、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。 d) 文書は台帳等により改訂内容および適用する版の状況を明確にす</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>c)上記a)、b)の審査及びb)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</p> <p>d)保安品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>e)改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場において、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f)保安品質マネジメント文書を、読みやすく内容を把握することができるようにする。</p> <p>g)組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p> <p>h)廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p>	<p>e) 改訂のあった文書は必要なきに、必要な所で該当する文書の適切な版が利用できるようにする。</p> <p>f) 文書は、読みやすく内容を把握することができるようにする。</p> <p>g) 適用する外部文書は、台帳等により改訂及び適用する版の状況を明確にする。</p> <p>注) “外部文書”とは、保安品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書をいう。</p> <p>h) 廃止又は無効となった文書は、誤用防止のために速やかに撤去するか、又は意図しない使用がなされないようにする。</p> <p>i) 法律上の要求及び/又は知識保存の目的のために保持する廃止文書は適切に識別する。</p> <p>j) 文書は、発行日、作成者、検討者、目的、適用範囲等を明確にし、責任者の承認を行う。また、文書の配付にあたっては配付先を明確にする。</p> <p>(2) 文書の変更</p> <p>a) 文書の変更は、特に規定しない限り、最初に検討及び承認を行った部門又は同一の機能を持つ部門が確認し承認する。</p> <p>b) 文書を変更する部門は、確認者及び承認者に対し根拠となる裏付け情報を提示し、変更を実施する。また、変更の内容をその文書中又は添付文書で明確にする。</p>
<p>(ホ)記録の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、標準書に基づき、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく内容を把握することができ、かつ、検索することができ、作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に、所要の管理の方法を定めた標準書を定める。</p>	<p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 記録は、要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すため、作成する記録の対象を明確にし、適正に作成し、保安活動の重要度に応じて管理する。</p> <p>(2) 記録は、読みやすく内容を把握できるようにするとともに、容易に識別可能かつ検索可能であること。</p> <p>(3) 管理総括者は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安記録管理標準」に定める。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>ホ、経営責任者等の責任 (イ)経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。 a)保安品質方針を設定する。 b)保安品質目標が設定されることを確実にする。 c)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。 d)マネジメントレビュー会議を実施する。 e)資源が利用できる体制を確保する。 f)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。 g)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 h)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにする。</p>	<p>5. 経営者の責任 5. 1 経営者のコミットメント 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立及び実施するとともに、その有効性を継続的に改善するために、以下の事項を確実に実施する。 a) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持(「3. 定義」を参照)、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を「5. 3 保安品質方針」に従い設定し、全社に周知する。 b) 「5. 4. 1 保安品質目標」に従い、管理総括者に保安品質目標を設定させる。 c) 「5. 6 マネジメントレビュー」に従い、マネジメントレビュー会議を実施する。 d) 必要な資源を確保し、管理総括者にそれを提供させる。 e) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにするために、この取組みに参画できる環境を整える。 f) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 g) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにする。</p>
<p>(ロ)原子力の安全の確保の重視 社長は、保安品質マネジメントに当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>	<p>5. 2 原子力安全の重視 社長は、保安品質方針において原子力安全を最優先に位置づけ、その方針に基づき保安品質マネジメントシステムにより、業務・加工施設に対する要求事項を決定させ、その結果をマネジメントレビュー会議でフォローアップするなど、組織の意思決定の際には、業務・加工施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすることを確実にする。</p>
<p>(ハ)保安品質方針 社長は、保安品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼす</p>	<p>5. 3 保安品質方針 社長は、次の事項を配慮して、関係法令及び保安規定の遵守、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を策定する。また、保安品質方針には、健全な安全文化を育成、及び維持することに關するものを含める。この場合、人的要因、技術的要因及び組織的要因間の相互作用が原子力安全に對</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>ものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。)を次に掲げる事項に適合させる。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切である(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)</p> <p>b) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの有効性の維持に社長が責任を持って関与する。</p> <p>c) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなる。</p> <p>d) 要員に周知され、理解されている。</p> <p>e) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</p>	<p>して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していることを含む。</p> <p>a) MNFの行動指針及び組織の状況に対して適切なものとする(組織運営に関する方針と整合がとれていることを含む。)</p> <p>b) 原子力安全の要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。</p> <p>c) 各部課長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでのフォローアップを行うこと。</p> <p>d) 社内全体に伝達され、理解されるようにすること。</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューすること。</p>
<p>(二)保安品質目標</p> <p>(1) 社長は、保安に係る組織内のしかるべき部門において、保安品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を設定させる。なお、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法 <p>(2) 社長は、保安品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合させる。</p>	<p>5. 4 計画</p> <p>5. 4. 1 保安品質目標</p> <p>(1) 社長は、管理総括者に保安品質目標を次の点に留意して設定させる。</p> <p>a) 各部課長に保安品質方針に基づく保安品質目標(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持に関すること、並びに個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を策定させ、文書化させること。これには、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法 <p>b) 保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であること。</p> <p>(2) 管理総括者は、保安品質目標を各部課長に実施させる。</p>
<p>(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質マネジメントシステムが「ニ.(イ)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画を策定させる。</p> <p>(2) 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織</p>	<p>5. 4. 2 保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質目標に加えて「4. 1 (保安品質マネジメントシステム)一般要求事項」を満たすために、管理責任者(「5. 5. 2 管理責任者」に定める。)に対し、保安活動の保安品質マネジメントシステムを構築、維持すべく、本マニュアルを策定させる。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムを不備のない状態に維持させる。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度 of 分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</p> <p>b) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p>	<p>(2) 本マニュアルの変更を計画し、実施する場合は、保安品質マネジメントシステムが全体の体系に対して矛盾がなく、整合性がとれたものとする。この場合、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。また、この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含める。</p> <p>a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度 of 分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</p> <p>b) 保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p>
<p>(へ) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>5. 5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任及び権限</p> <p>社長は、保安活動に関する組織を【図3 保安管理組織図】に示すとおり定める。</p> <p>社長は、管理総括者に部門及び要員の責任(説明責任を含む。)及び権限を保安規定に定めさせようえで、社内通知で周知させる。</p> <p>社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順について、管理総括者に「選・解任標準」を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>なお、社長は【図3 保安管理組織図】に記載した各管理者の任命、当該管理者が不在の場合の代行者の設置、任命などに関して、管理総括者に「選・解任標準」を定めさせ、社内通知で周知させる。また、各管理者等には、次のいずれかの方法で、職務を遂行させる。</p> <p>a) 業務を自ら実行する。</p> <p>b) 業務実施状況を確認しながら必要な口頭指示を与えて実施させる。</p> <p>c) 業務の実施方法と確認方法を文書化して指示し、実施させる。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>(ト)保安品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者として管理総括者を任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。 d) 関係法令を遵守する。 	<p>5. 5. 2 管理責任者 社長は、本マニュアルに記載された保安品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されるよう保安品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下、「管理責任者」という。)を管理層の中から任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性の継続的な改善を確実にする。 b) 保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスを含む実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。 c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。 d) 組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。
<p>(チ)管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理責任者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e) 関係法令を遵守する。 <p>(2)管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的にに行えるようにする。 	<p>5. 5. 3 管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある各部課長等に、管理者として管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) パフォーマンスについて評価する。(「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」参照) d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する取組みを促進する。 e) 関係法令を遵守する。 <p>(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためリーダーシップを設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務のパフォーマンスを監視及び測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的にに行えるようにする。 c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>員が、積極的に原子力安全に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 (3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。また、自己評価には、安全文化についての劣化兆候に係るものを含める。</p>
<p>(リ) 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>	<p>5. 5. 4 内部コミュニケーション 社長は、保安品質マネジメントシステムの有効性を維持するために、情報交換を含む内部コミュニケーションを図れるように、マネジメントレビュー会議、月例保安報告会、安全衛生委員会を設置する。 マネジメントレビュー会議に関しては、「5. 6 マネジメントレビュー」、保安規定、「マネジメントレビュー標準」に定める。安全衛生委員会に関しては、保安規定及び「安全衛生委員会標準」にその審議内容等に関して定める。また、月例保安報告会は、核燃料取扱主任者、管理総括者から、社長への保安活動の状況を報告する会議であり、「月例保安報告会標準」に、その運用を定める。</p>
<p>(ヌ) マネジメントレビュー 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>5. 6 マネジメントレビュー 5. 6. 1 一般 社長は、以下のとおり、マネジメントレビュー会議を開催する。なお、詳細は、「マネジメントレビュー標準」に定める。 (1) 目的 社長は、組織の保安品質マネジメントシステムが引き続き適切、妥当、かつ有効であることを確実にするためにマネジメントレビュー会議を開催する。 (2) 開催頻度 年1回以上、開催する。 (3) 内容 保安品質マネジメントシステムのレビューする。このレビューでは、保安品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>(ル) マネジメントレビューに用いる情報 保安に係る組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも 次に掲げる情報を報告する。 a) 内部保安監査の結果 b) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の 結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規 制委員会の意見等を含む。) c) プロセスの運用状況 d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査 等」という。)並びに自主検査等の結果 e) 保安品質目標の達成状況 f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部保安監査による安全文 化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による 安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己 評価の結果を含む。) g) 関係法令の遵守状況 h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得ら れた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))並びに発生し</p>	<p>保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価 も行う。 (4) 出席者 社長は、マネジメントレビュー会議に、管理責任者、核燃料取扱主任者、 東海工場長及び各部長を出席させる。 (5) 事務手続き等 安全・品質保証部長は、マネジメントレビュー会議の事務局を行い、本 マネジメントレビューの結果の記録を維持する。 (6) 必要な改善の実施 安全・品質保証部長は、「5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウ トプット」からの改善事項に関する処置を必要な場合には、「保安是正・予 防処置標準」に従い管理する。</p>
<p>5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビュー会議にインプットする内容は、以下のとおりとす る。 (1) 保安品質目標の達成状況 (2) 内部保安監査計画・結果 (3) 外部監査(安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合の結果、地域 住民の意見、原子力安全規制当局の意見等を含む原子力安全の達成に 関する利害関係者の意見 (4) プロセスのパフォーマンス並びにプロセスの監視及び測定で得られ た結果 (5) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」 という。)及び自主検査等の結果 (6) 組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含 む。))並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む不 適合、是正処置及び未然防止の状況 (7) 内部保安監査による健全な安全文化を育成及び維持する取組みの状 況に係る評価の結果並びに自己評価における安全文化についての劣 化兆候に係る評価結果を含む安全文化を育成、及び維持するための取 組みの実施状況 (8) 関係法令の遵守状況 (9) 前回までのマネジメントレビュー会議の結果に対するフォローアッ</p>	<p>保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価 も行う。 (4) 出席者 社長は、マネジメントレビュー会議に、管理責任者、核燃料取扱主任者、 東海工場長及び各部長を出席させる。 (5) 事務手続き等 安全・品質保証部長は、マネジメントレビュー会議の事務局を行い、本 マネジメントレビューの結果の記録を維持する。 (6) 必要な改善の実施 安全・品質保証部長は、「5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウ トプット」からの改善事項に関する処置を必要な場合には、「保安是正・予 防処置標準」に従い管理する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>た不適合その他の事象から得られた教訓を含む。) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 i) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 j) 部門又は要員からの改善のための提案 k) 資源の妥当性 l) 保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性</p>	<p>ブ (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (11) 改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の有効性</p>
<p>(マ) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) e) 関係法令の遵守に関する改善 (2) 保安に係る組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 保安に係る組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講ずる。</p>	<p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビュー会議からのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 a) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の継続的な改善 b) 業務の計画及び実施に係わる保安活動の改善 c) 資源の必要性(人的資源を含めた各資源の適性配分) d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。) e) 関係法令の遵守に関する改善</p>
<p>へ. 資源の管理 (イ) 資源の確保 保安に係る組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を標準書に定め、これを確保し、及び管理する。 a) 要員</p>	<p>6. 資源の運用管理 6. 1 資源の提供 管理総括者は、「6. 2 人的資源」～「6. 4 作業環境」のとおり、原子力安全を確保なものにするために必要な次の事項に関する資源を提供する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 c) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) d) その他必要な資源</p>	<p>(1) 人的資源 (2) インフラストラクチャ (3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4) その他必要な資源 6. 3 インフラストラクチャ 管理総括者は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャ(加工施設、及び業務を行うにあたって必要となる資機材(電気、水、ガス、工具類等)や通信設備など。)を明確にし、維持させる。 6. 4 作業環境 管理総括者は、原子力安全の達成のために「放射線管理標準」を定めて、これに基づき安全な作業環境を確保させる。また、原子力安全の達成のために必要な、その他の労働安全衛生に係る作業環境についても、労働安全衛生関係法令に従い安全な作業環境を確保させる。</p>
<p>(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。 (2) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。 b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずる。 c) b)の措置の実効性を評価する。 d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p>	<p>6. 2 人的資源 6. 2. 1 一般 保安に関する活動に従事する要員は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、組織が必要とする人的、技術的及び組織的側面に関する知識を含む力量が実証された者でなければならぬ。また、組織内部で力量がある要員を確保できない場合に外部から調達により確保することを決めた場合には、その範囲を文書化し、明確にしなければならない。 6. 2. 2 力量、教育・訓練及び認識 管理総括者は、教育・訓練に関して、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて下記に示す事項を含んだ「保安教育・訓練標準」を作成し、それに基づいて、実施させる。 a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置(必要な力量を有する要員を新たに配属又は雇用することを含む。)をとる。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>①保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 ②保安品質マネジメントシステムの有効性を維持するための自らの貢献 ③原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d) 自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、保安品質目標の達成及び保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させる。 e) 教育・訓練及び力量について該当する記録を維持する。</p>
<p>ト、個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。 (2) 保安に係る組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。 (3) 保安に係る組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。 a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源 d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。) e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個</p>	<p>7. 業務の計画及び実施 7. 1 業務の計画 (1) 管理総括者は、加工施設の操作、放射線管理、保守管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動(以下「火災防護活動」という。)、火山活動(降灰)・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動(以下「自然災害発生時の保全活動」という。)、重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。)、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊発生時における加工施設の保全のための活動(以下「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動」という。)、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、定期評価、安全衛生管理年間計画、保安社外報告及び総合安全解析(I SA)に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を定め、そのプロセスを確立させる。これらの標準書は、加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して定める。 (2) 標準書を作成する(標準書を変更する場合を含む。)に当たっては、本マニュアル、保安規定及びその他の標準書との整合性を審査する。 (3) 標準書を作成するに当たっては、次の各事項について適切に記載する。この標準書の作成には、プロセス及び組織等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。 a) 標準書の作成又は変更の目的及び作成又は変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた処置を含む。) b) 業務・加工施設に対する要求事項(品質の目標を含む) c) 業務・加工施設に特有な要領書・計画書を準備する必要性、人員</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4)保安に係る組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p>	<p>(人数や資格)・設備・作業環境の必要性 d) その業務・加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4) 標準書は個別業務の作業方法に適したものとす、その様式を「保安文書管理標準」に定める。その様式は、組織の運営方法に適した形式となるようにする。</p>
<p>(ロ) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として標準書に定める。 a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b) 関係法令 c) 上記 a) 及び b) のほか、原子力事業者等が必要とする要求事項</p>	<p>7. 2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス 7. 2. 1 業務・加工施設に対する要求事項の明確化 業務・加工施設に対する要求事項の明確化のために、該当する保安規定の条項、当該業務・加工施設で適用すべき関係法令・規制要求事項、規格、組織の外部の者が明示してはいないものの業務・加工施設に必要な要求事項等がある場合は、当該事項及びその他の必要な追加要求事項すべてを標準書に記載する。</p>
<p>(ハ) 個別業務等要求事項の審査 (1) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 保安に係る組織は、上記(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a) 当該個別業務等要求事項が定められている。 b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されている。 c) 保安に係る組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。 (3) 保安に係る組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項が変更された場合において</p>	<p>7. 2. 2 業務・加工施設に対する要求事項のレビュー (1) 「7. 1 業務の計画」の標準書を定めるにあたっては、「保安文書管理標準」に従い、業務・加工施設の要求事項が明確に定められていることのレビューを行う。 (2) 前号のレビューでは次の事項を確実にすること。 a) 要求事項が定められている。 b) 要求事項が追加・変更された場合には、その追加・変更が反映されている。 c) 定められた要求事項が実施可能であること。 (3) 安全衛生委員会での審議結果を、議事録に記録する。処置が必要な場合は、その処置記録を残す。 (4) 原子力安全に関して所轄官庁からの指導事項等が書面で示されない場合は、文書化して先方の確認を得る。 (5) 業務・加工施設に対する要求事項が変更された場合は、「4. 2. 3 文書管理」に従い、修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されるよう周知する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>は、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>(二)組織の外部の者との情報の伝達等 保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を標準書に定め、これを実施する。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法、原子力の安全に関する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含む。</p>	<p>7. 2. 3 利害関係者とのコミュニケーション 管理総括者は、原子力安全に関して利害関係者とのコミュニケーションを図るための方法を、次の事項を含み、「監視、測定及びデータ分析標準」、「保安社外報告標準」に定め、これに基づき実施させる。 a) 利害関係者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態における利害関係者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力安全に関連する必要な情報を利害関係者に確実に提供する d) 原子力安全に関連する利害関係者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>
<p>(ホ)設計・開発計画 (1)保安に係る組織は、設計・開発(専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を標準書に定めるとともに設計・開発を管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合においては、原子力の安全のために重要な手続書等の設計・開発についても行う。また、新規制定の場合には、不適合及び予期せぬ事態の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。 (2)保安に係る組織は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (3)保安に係る組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の</p>	<p>7. 3 設計・開発 管理総括者は、加工施設の設計・開発(専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。)に関して以下の事項を満たした「設計・開発管理標準」を定め、この標準書に従って、設計・開発を実施させる。(不適合及び予期せぬ事態の発生を未然に防止するための活動を含む。)この標準書には、設備、施設、計算機ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含み、また、原子力安全のために重要な手続書等の設計・開発は、新規制定及び重要な変更を対象とする。 7. 3. 1 設計・開発の計画 (1)計画として次の事項を明確にする。 a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計・開発の段階 c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制 d) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限 e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (2)効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするため、設計・開発に関するグループ間のインターフェースの運営管理を行う。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関する各者間の連絡を管理する。 (4)保安に係る組織は、(1)の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>(3) 設計・開発の進行に応じて、計画を適切に変更する。</p>
<p>(へ) 設計・開発に用いる情報 (1)保安に係る組織は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a) 機能及び性能に係る要求事項 b) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの c) 関係法令 d) その他設計・開発に必要な要求事項 (2)保安に係る組織は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>7. 3. 2 設計・開発へのインプット (1) 業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件を明確にし、記録を維持する。設計条件には次の事項を含める。 a) 機能及び性能に関する要求事項 b) 適用される法令・規制要求事項 c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (2) 業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件については、その適切性をレビューし、承認する。また、要求事項について、漏れがなく、あいまいでなく、相反することを確認する。</p>
<p>(ト) 設計・開発の結果に係る情報 (1)保安に係る組織は、設計・開発のアウトプットを、設計・開発へのインプットと対比して検証することができるとする形式により管理する。 (2)保安に係る組織は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発からのアウトプットを承認する。 (3)保安に係る組織は、設計・開発のアウトプットを、次に掲げる事項に適合するものとする。 a) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合させる。 b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供し、承認する。 c) 合否判定基準を含む。 d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</p>	<p>7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計結果を設計条件と対比した検証を行うのに適した形式で提示し、リリース前に、承認を受ける。 (2) 設計結果は次の状態であること。 a) 設計条件で与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施及び加工施設の使用のために適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。</p>
<p>(チ) 設計・開発レビュー (1)保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発</p>	<p>7. 3. 4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画さ</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計・開発レビュー」という。)を実施する。</p> <p>a) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p> <p>b) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>れたとおり体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、設計条件を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する各部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p>
<p>(リ) 設計・開発の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する(設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、当該設計・開発を行った要員に(1)の検証をさせない。</p>	<p>7. 3. 5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計結果が設計条件として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(「7. 3. 1 設計・開発の計画」参照)プロセスの次の段階に移行する前に、検証を実施する。検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する(「4. 2. 4 記録の管理」参照)。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p>
<p>(ヌ) 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認(以下「設計・開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。)</p> <p>(2) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あ</p>	<p>7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として製作中又は製作後の加工施設に対して、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確認するために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を行う。また、加工施設の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該加工施設の使用を開始する前に行う。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、加工施設の使用前又は業務の実施前に、前号の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持</p>

第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)	保安品質保証計画書(改定 18)
<p>はじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ハ)設計・開発の変更の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、(2)の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</p> <p>(4)保安に係る組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>する。</p> <p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。</p> <p>(4) 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。</p>
<p>(ワ)調達プロセス</p> <p>(1)保安に係る組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合することを確実にする。</p> <p>(2)保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を標準書に定める。この場合において、一般産業用工業品については、次の(3)の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3)保安に係る組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p>	<p>7. 4 調達</p> <p>管理総括者は、調達物品等が規定された要求事項に適合するようにするため、以下の事項を満たした「保安調達管理標準」を定め、この標準書に従って、調達管理を実施させる。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 調達先及び調達物品等に対する管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)は、調達物品等が原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、また、調達にあたっての管理の必要性等を考慮したものとする。</p> <p>この場合、汎用品・一般産業用工業品については、供給者等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が加工施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>※：例えば、次のように当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>(4) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p>	<p>・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行う。</p> <p>・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせる。</p> <p>(2) 調達先が調達物品等を供給する能力を判断の根拠として調達先を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(3) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があれば、その記録を維持する。</p> <p>(4) 調達物品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他のウラン加工事業者等と共有する場合に必要な処置に関する方法を定める。</p>
<p>(ア) 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。) 及び処理に係る要求事項</p> <p>e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項として、保安に係る組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員立ち入りに関することを定める。</p>	<p>7. 4. 2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では、調達物品等に関する要求事項を明確にし、次のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 調達物品等、手順、プロセス及び設備に対する当社の承認に関する要求事項</p> <p>b) 公的資格や調達先の社内認定制度による認定等、要員の力量に関する要求事項</p> <p>c) 調達先の品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告(偽造品、模造品等の報告を含む。)及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 健全な安全文化を育成及び維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>f) 汎用品・一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) 調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の提供に関する事項</p> <p>(2) 調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の活動を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを定める。</p> <p>(3) 調達先に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p>

<p style="text-align: center;">第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p style="text-align: center;">保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>(3) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>(4) 調達物品等を受領する場合には、調達先に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>
<p>(カ) 調達物品等の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 調達物品等が要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の検証方法を定めて実施する。</p> <p>(2) 調達先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p>
<p>(コ) 個別業務の管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p> <p>a) 加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にある。</p> <p>b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</p> <p>c) 当該個別業務に見合う設備を使用している。</p> <p>d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</p> <p>e) チ. (二)「プロセスの監視測定」に基づき監視測定を実施している。</p> <p>f) 本規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</p>	<p>7. 5 業務の実施</p> <p>7. 5. 1 業務の管理</p> <p>各課長は、管理総括者が定めた各種標準書に従い以下のうち該当する事項を確保し、業務を実施する。</p> <p>a) 次の事項を含む、原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>1) 保安のために使用する加工施設又は実施する業務の特性</p> <p>2) 当該加工施設の使用又は業務の実施により達成すべき結果</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p>
<p>(ク) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ</p>	<p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>業務が実施されてからでしか不適合その他の事象が顕在化しない臨界</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができ、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c) 妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</p>	<p>管理、内部被ばくの防止、外部被ばく防止に係るプロセスに対して、妥当性確認がなされた方法について、次のうち該当する事項を、保安規定の他、「加工施設の操作標準」及び「放射線管理標準」等に定める。また、妥当性の再確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の力量</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項</p> <p>e) 妥当性の再確認(業務計画の変更時の再確認、一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</p>
<p>(レ) 識別管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(ロ) トレーサビリティの確保</p> <p>保安に係る組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	<p>7. 5. 3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 実施する業務の必要性に応じて、業務の計画及び実施の全過程において、業務と設備、責任者、文書等との対応をつけ、また、その業務の記録が、日時、設備名称、作業者等のトレーサビリティ(加工施設の使用又は業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)を確保できるように、手順(次の(2)の事項及び記録の維持を含む)を業務プロセスに関する標準書、要領書等に定める。</p> <p>(2) 設備の補修を実施する場合にはその旨の表示をする。</p>
<p>(ツ) 組織の外部の者の物品</p> <p>保安に係る組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>7. 5. 4 組織外の所有物</p> <p>管理総括者は、組織外の所有物について、それが当社の管理下にある間注意を払うこと及び必要に応じて記録を維持することを該当する標準書に定める。</p>
<p>(ネ) 調達物品の管理</p> <p>保安に係る組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包</p>	<p>7. 5. 5 調達物品の保存</p> <p>管理総括者は、調達物品の保存に関して、「保安調達管理標準」に定める。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>(ナ) 監視測定のための設備の管理 (1) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を標準書に定める。 (2) 保安に係る組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 保安に係る組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。 b) 校正の状態が明確になるよう、識別されている。 c) 所要の調整がなされている。 d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。 e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。 (4) 保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 保安に係る組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。 (6) 保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確</p>	<p>7. 6 監視機器及び測定機器の管理 (1) 管理総括者は、該当の業務プロセスを定めた標準書で、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。また、監視及び測定要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できるように手順を定める。 (2) 管理総括者は、(1)の監視機器及び測定機器の中から加工施設の保安のために直接関連を有する機器の管理として、「保守管理標準」で(3)～(5)の要求事項を定める。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、次の事項を実施する。 a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。 b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 c) 校正の状態を明確にするために識別をする。 d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講じる。 e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。 (4) さらに、監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合、その機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録すること。また、その機器、及び影響を受けた業務すべてに對して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。 (5) 監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを最初に使用するのに先立って確認する。また、必要に応じて再確認する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>手、評価及び改善 (イ) 監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス (1) 保安に係る組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス (取り組むべき改善の必要性、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を標準書に定め、計画し、実施する。 (2) 保安に係る組織は、要員が監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制を構築する。</p>	<p>8. 評価及び改善 8. 1 一般 (1) 監視、測定、分析、評価及び改善のプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を以下のとおり実施する。 a) 「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」ないし「8. 2. 4 検査及び試験」により、業務に対する要求事項への適合を実証する。 b) 「8. 2 監視及び測定」により保安品質マネジメントシステムが品質管理基準規則の要求事項に適合していることを評価し、「8. 3 不適合管理」及び「8. 5 改善」の各活動を通して、その適合性を維持する。 c) 「8. 2 監視及び測定」等から収集したデータを「8. 4 データの分析及び評価」で分析した結果に基づき、必要な「8. 5 改善」記載の活動を実施することにより保安品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性を継続的に改善する。 (2) 上記業務の実施にあたっては、必要に応じてデータ収集・分析での統計的手法を含めて、適用可能な方法、及びその使用の程度を関連する標準書、要領書等に定める。 (3) 監視及び測定の結果は、必要な際に要員が容易に取得し、改善活動に利用できるようにする。</p>
<p>(ロ) 組織の外部の者の意見 (1) 保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 保安に係る組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を標準書に定める。</p>	<p>8. 2 監視及び測定 8. 2. 1 原子力安全の達成 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスの監視測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して利害関係者がどのように受けとめているかについての情報の入手及び使用の方法を「監視、測定及びデータ分析標準」に定める。</p>
<p>(ハ) 内部保安監査 (1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他</p>	<p>8. 2. 2 内部保安監査 (1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、業務の重要度に応じて年1回、内部保安監査実施計画を作成して、内部保安監査の対象に關与してい</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>の体制により内部保安監査を実施する。</p> <p>a) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 保安に係る組織は、内部保安監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、内部保安監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部保安監査の対象を選定し、かつ、内部保安監査の実施に関する計画(以下「内部保安監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部保安監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、内部保安監査を行う要員(以下「内部保安監査員」という。)の選定及び内部保安監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、内部保安監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部保安監査をさせない。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、内部保安監査実施計画の策定及び実施並びに内部保安監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部保安監査員又は内部保安監査を実施した部門が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部保安監査に係る要求事項を標準書に定める。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部保安監査結果を通知する。</p> <p>(8) 保安に係る組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>	<p>ない要員に内部保安監査を実施させる。</p> <p>・ 保安品質マネジメントシステム(本マニュアル)が品質管理基準規則に適合し、保安品質マネジメントシステム(保安活動)が本マニュアル、保安品質方針、保安品質目標及び業務の計画(標準書)に従い、効果的に実施され、維持されていること。</p> <p>(2) 管理総括者は、監査の対象となるプロセス及び領域(職場)の状態(管理状況)及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を定め、監査計画を策定し、実施するとともに、監査の有効性を評価し継続的に改善する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保するため、監査員は自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 管理総括者は、監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と権限(必要に応じ、監査員が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに要求事項を定めた「内部保安監査標準」を作成する。また安全・品質保証部長は、監査及びその結果の記録を維持する。</p> <p>(4) 安全・品質保証課長は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する部長に内部保安監査結果を通知する。</p> <p>(5) 各課長は、監査時に検出された改善を要する事項(必要な修正及び是正処置すべて)に関して、計画をたててその改善を遅滞なく実施し、安全・品質保証課長に報告する。</p> <p>(6) 安全・品質保証課長は、各課長が実施した改善内容を確認し、その結果を管理総括者及び安全衛生委員会に報告する。</p>
<p>(二) プロセスの監視測定</p> <p>(1) 保安に係る組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。監視測定</p>	<p>8. 2. 3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視し、適用可能な場合には、適切な方法で測定をする。これらの方法は、保</p>

<p style="text-align: center;">第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p style="text-align: center;">保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要性に応じて、二、(イ)(4)c)に掲げる保安活動指標を用いる。</p> <p>(3)保安に係る組織は、(1)の監視測定の方法により、プロセスがホ、(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画及びト、(イ)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5)保安に係る組織は、ホ、(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画及びト、(イ)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するため、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。</p>	<p>安規定の定めによる他、標準書で定める。監視及び測定の対象には、業務・加工施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視・測定の方法には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期 <p>(2) 監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要性に応じてP Iを用いる。</p> <p>(3) これらの方法はプロセスが保安品質マネジメントシステムの計画及び業務の計画で定めた計画どおりの結果を達成する能力があることを実証させようように定める。</p> <p>(4) 監視及び測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 監視及び測定の結果、プロセスが計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題の修正及び是正処置を適切にとる。</p>
<p>(ホ)機器等の検査等</p> <p>(1)保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するため、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を完了するまでは、プロセスの次の段階に進む</p>	<p>8. 2. 4 検査及び試験</p> <p>管理総括者は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するため、次の事項を「保守管理標準」等に定め、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施させる。</p> <p>(1) 検査及び試験にあたっては、検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>・ 使用前事業者検査等の独立性を確保するため、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与してはいない要員に使用前事業者検査等を実施させる。</p> <p>また、自主検査等については、必要に応じて当該自主検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与してはいない要員に自主検査等を実施させる。</p> <p>(2) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果を記録し維持する(必要</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>ことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする)とその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) (5)の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<p>に応じ、検査に使用した試験体、測定機器等に関する記録を含む。)。 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を明記する。</p> <p>(3) 標準書で定めた所定の検査及び試験が完了するまでは、当該設備部品の取り付けや施設・設備の運転を行わない。ただし、管理総括者が承認したときは、この限りではない。</p>
<p>(へ)不適合の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を標準書に定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。 b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。) c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないうにするための措置を講ずる。 d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して詳</p>	<p>8. 3 不適合管理</p> <p>管理総括者は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理するため、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を定めた標準書を作成し、その標準書に従って不適合管理を行わせる。標準書には、発生した不適合を関連する管理者に報告することを含め、以下の事項を定める。</p> <p>(1) 該当する場合には、次の1つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 b) 安全・品質保証部長が、原子力安全への影響を評価した上で特別採用として、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。 c) 本来の意図された使用又は適用ができないよう識別表示、隔離、廃棄等の処置をとる。 d) 所轄官庁に報告書等の情報を流した後(引渡し後)に当該情報に不適合(誤り)が検出された場合は、もしくは機器等の使用又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 (2) 不適合の内容の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。 (3) 不適合を除去した場合には、要求事項への適合を実証するための再</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5)保安に係る組織は、発見された不適合を除去するための措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p>	<p>検証を行う。</p> <p>(4)発生した不適合に対し、不適合の公開基準に基づき、当該不適合の内容を公開する。</p>
<p>(ト)データの分析及び評価</p> <p>(1)保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムの実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善(保安品質マネジメントシステムの実効性に關するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するため、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を標準書に定め、収集し、及び分析する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>d) 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>8. 4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善(保安品質マネジメントプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントの有効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する手順を「監視、測定及びデータ分析標準」に定める。この標準書には監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含む。</p> <p>(2) 担当部長は、標準書に従い、データの分析及びこれに基づく評価によつて、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴 その他分析により得られる知見</p> <p>b) 業務に対する要求事項への適合性 性及び傾向</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び加工施設の、特性及び傾向</p> <p>d) 調達先の能力</p>
<p>(チ)継続的な改善</p> <p>保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部保安監査の結果の活用、データの分析及び是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を標準書に定めるとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p>	<p>8. 5 改善</p> <p>8. 5. 1 継続的改善</p> <p>本マニュアルの該当する項に示すとおり、保安品質方針、保安品質目標、内部保安監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、保安品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために、必要な変更を実施し、継続的改善を行う。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>(リ)是正処置等</p> <p>(1)保安に係る組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。</p> <p>a) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>①不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</p> <p>②類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d) 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>e) 必要に応じて、保安品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返り発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために、原子力の安全に及ぼす影響の程度を確立し、実施する。</p> <p>g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、標準書に定める。</p> <p>(3)保安に係る組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。</p>	<p>8. 5. 2 是正処置</p> <p>(1) 管理総括者は、次の事項を含む他、加工規則第9条の16に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析(以下「根本原因分析」という。)の方法及びこれを実施するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。</p> <p>a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。</p> <p>1) 不適合その他の事象のレビュー及び分析(情報の収集及び整理、人的、技術的及び組織的要因等の考慮を含む。)</p> <p>2) 不適合その他の事象の原因の特定(必要に応じて、業務プロセスについてのマネジメントや安全文化との関係を整理することを含む。)</p> <p>3) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>c) とつた処置の結果の記録及び維持</p> <p>d) とつた是正処置の有効性のレビュー</p> <p>e) 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>f) 必要に応じて、保安品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>g) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返り発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために、原子力の安全に及ぼす影響の程度を確立し、実施する。</p> <p>h) 保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置</p> <p>・ 調達物品等の保安に係る技術情報</p> <p>・ 是正処置から得られた保守管理における保安に関する技術情報</p> <p>報</p> <p>注) d) における“とつた是正処置”とは、a)～c)のことである。</p> <p>(2) 各課長は、再発防止のため、必要に応じて、不適合その他の事象の再発を防止するため、遅滞なく原因を除去する処置をとる。</p> <p>(3) 是正処置の程度は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に与える影響の程度に応じたものとする。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>(ヌ)未然防止処置</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。</p> <p>b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c) 必要な未然防止処置について明確にし、実施する。</p> <p>d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、標準書に定める。</p>	<p>(4) 担当課長は、是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。</p> <p>(5) 安全・品質保証課長は、「定期評価標準」に従い、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>8. 5. 3 未然防止処置</p> <p>(1) 管理総括者は、次の事項を含む他、生じるおそれのある不適合(他の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)を防止するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>b) 不適合発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とつた未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>d) とつた処置の結果及びその記録</p> <p>f) 保安の向上に資するため必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達物品等の保安に係る技術情報 ・ 予防処置から得られた保守管理における保安に関する技術情報 <p>(注) e) における“とつた未然防止処置”とは、a)～d)のことである。</p> <p>(2) 各課長は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設等から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を必要に応じて決める。</p> <p>(3) 未然防止処置の程度は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとする。</p> <p>(4) 担当課長は、未然防止処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。</p>

保安品質保証計画書(改定 18)の補足説明

3. 定義

⑦保安品質マネジメントシステム

「原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。また、「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。

⑧原子力安全のためのリーダーシップ

「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。

⑩未然防止処置

「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう。

4. 1 一般要求事項

(3) 「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、a) からc) までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。

(3) c) 「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。

4. 2. 3 文書管理

(1) c) 「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。

5. 2 原子力安全の重視

「原子力安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。

5. 5. 1 責任及び権限

「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。

5. 5. 3 管理者

(1) 管理者の責任と権限については、「選・解任標準」に「社長は、業務を管理監督する地位にある保安管理組織の各部課長等を管理者として任命する。」旨を定める。「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。

(3) 「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいい、「定期評価標準」に毎年度と定める。

5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューのインプットの報告は、管理総括者又は管理総括者が指名する者が行い、「マネジメントレビュー標準」に定める。

(5) 「外部監査」とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。

(5) 「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。

保安品質保証計画書(改定 18)の補足説明

6. 2. 1 一般
「組織の外部から調達する者」については、調達先の選定、調達先の選定、調達の発議及び調達文書、受入処理（調達品の検証）等を「保安調達管理標準」に定める。
7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット
(1)「設計・開発からのアウトプット」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。
7. 4. 1 調達プロセス
(1)「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。一般産業用工業品の管理については、「保安調達管理標準」に定め、例えば、第5次の設工認の分析設備（同位体分析設備、不純物分析設備、物性測定設備）等が該当する。
7. 4. 2 調達要求事項
(2)「その他の活動」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。
7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認
補修作業及び改造については、「保守管理標準」に従う。
7. 5. 4 組織外の所有物
「組織外の所有物」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。
8. 2. 1 原子力安全の達成
「利害関係者がどのように受けとめているかについての情報」には、例えば、外部監査結果、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見並びに原子力規制委員会の指摘等がある。
8. 4 データの分析及び評価
(2) c) 不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることとなるものについては、「保安不適合管理標準」に「不適合の可能性のある事象は、保安情報共有会議の意見を聴取し、安全・品質保証部長が不適合事象又は不適合管理対象外事象に分類する。」旨を、「保安是正・予防処置管理標準」に「当社の加工施設及び他の原子力施設等から得られた知見（不適合発生に関する情報、知識）を予防処置情報として収集・分析し、起こり得る不適合（他の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）に対して適切に反映・実施する予防処置を対象とする。」旨を定める。
8. 5. 2 是正処置
(5)「適切な措置を講じる」とは、(1)の規定のうち必要なものについて実施することをいう。

設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

実績 (○) ／ 計画 (△)		実 施 内 容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)		記録等
各 段 階	設計、工事及び検査の業務フロー	業務実績又は業務計画		
	当社	調達先		
設計	<pre> graph TD A[概念設計段階] --> B[基本設計段階] B --> C[詳細設計段階] C --> D[設備設計に係る調達管理の実施] </pre>	<p>○</p>	<p>・設備使用部門又は許認可担当部門は、設備の方針書（設備設置等要求書）を作成し、製造部担当課又は設備技術課へ技術検討を依頼した。</p> <p>・製造部担当課又は設備技術課は、方針書に基づき関係部門と協議し、技術検討書を作成した。</p> <p>・関係部門は、技術検討書内に記載されている機能及び性能に関する要求事項、適用される法令・規制要求事項等の適切性についてレビューし、製造部担当課長又は設備技術課長が技術検討書を承認した。</p> <p>[設計・開発管理標準 (SQAS-19)]</p> <p>・設備技術課は、技術検討書をもとに関係部門と協議し、技術仕様書（調達の場合には発注仕様書）を作成した。</p> <p>・関係部門及び当該設計・開発に係る専門家は、技術仕様書の内容の適切性や、技術検討書の内容が技術仕様書に反映されていることをレビューし、原設計者以外の者又はグループの検証を受けた後、設備技術課長が技術仕様書を承認した。</p> <p>[設計・開発管理標準 (SQAS-19)]</p> <p>・安全・品質保証課は、調達先への要求事項が妥当であることを確認するために、発注仕様書が関係部門の検討・承認を受けていることを確認し、保安調達確認記録を作成した。</p> <p>[保安調達管理標準 (SQAS-17)]</p> <p>・設備技術課は、技術仕様書をもとに詳細設計図書（調達の場合には承認申請図書を承認）を作成した。また設備技術課は、調達先より提出された詳細設計の調達要求事項への適合状況を記録した文書を基に入力確認を実施した。なお、メーカーのデータに基づき評価を行う場合、その根拠となる資料を設備技術課の担当者が確認し、設備技術課長が承認した。</p> <p>[設計・開発管理標準 (SQAS-19)] [保安調達管理標準 (SQAS-17)]</p>	<p>・方針書（設備設置等要求書）</p> <p>・技術検討書</p> <p>・技術仕様書（又は発注仕様書）</p> <p>・保安調達確認記録</p> <p>・詳細設計図書（構造計算書等） （又は承認申請図書）</p>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当社	調達先		記録等	
設計			○	<p>業務実績又は業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計図書の関係部門及び当該設計・開発に係る専門家は、詳細設計内容の適切性や技術仕様書の内容が反映されているかをレビューし、原設計者以外の者又はグループの検証を受けた後、設備技術課長が詳細設計図書を承認した。 [設計・開発管理標準(SQAS-19)] ・設備技術課及び安全法務課は、詳細設計のレビューに基づき設計及び工事の方法を記載した設工認申請書を作成し、作成者以外による検証等を行った後、核燃料安全専門部会^{*1}のレビュー、安全衛生委員会^{*2}の審議を受け、原子力規制委員会に申請した。 [設計・開発管理標準(SQAS-19)] 	<ul style="list-style-type: none"> *1 加工施設の許認可に関する事項等について、安全衛生委員会開催前に専門的に資料のレビュー等を行う会議体。 *2 核燃料物質の加工に関する保安を確保するための管理総括者の諮問機関 ・議事録(核燃料安全専門部会、安全衛生委員会)
工事及び検査			△	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画書 ・発注仕様書 ・保安調達確認記録 ・検査要領書 ・使用前事業者検査要領書 	<ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請の認可後、設備技術課は、工事を実施するにあたり、対象とする加工施設に関する工事及び検査を記載した工事計画書を作成し、関係部門と協議し、核燃料取扱主任者の確認を受け、保安上重要と判断した工事については、安全衛生委員会に工事計画書を諮問した上で管理総括者の承認を受ける。 [保守管理標準(SQAS-08)] ・設備技術課は、要求事項を明確に記載した発注仕様書を作成し、安全・品質保証課は、調達先への要求事項が妥当であることを確認するために、発注仕様書が、関係部門の検討・承認を受けていることを確認し、保安調達確認記録を作成する。 [保安調達管理標準(SQAS-17)] ・設備技術課は、検査実施体制、検査項目及び判定基準、検査手順等を決定し、検査要領書を作成する。検査要領書について、関係部門及び核燃料取扱主任者のレビューを受け、設備技術課長が承認する。 ・安全法務課は、使用前事業者検査を行うため、使用前事業者検査要領書を作成し、関係部門、安全・品質保証課長及び核燃料取扱主任者のレビューを受け、安全法務課長が承認する。

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当社	調達先		業務実績又は業務計画	記録等
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 適合性確認 検査の実施 (妥当性確認) </div>			<p>業務実績又は業務計画</p>	<p>記録等</p>
工 事 及 び 検 査			△	<p>[保守管理標準 (SQAS-08)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備技術課は、工事完了後、調達先が作成した調達要求事項への適合状況を記録した文書を基に受入れ確認を実施する。 <p>[保守管理標準 (SQAS-08)]</p> <p>[設計・開発管理標準 (SQAS-19)]</p> <p>[保安調達管理標準 (SQAS-17)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備技術課は、検査要領書に基づき、当該建物・設備が正常に機能することを検査、試験等により確認する。また検査記録を作成し、その結果を核燃料取扱主任者及び生産管理部長に報告するとともに、関係部門に通知する。 <p>[保守管理標準 (SQAS-08)]</p> <p>[設計・開発管理標準 (SQAS-19)]</p> <p>[保安調達管理標準 (SQAS-17)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全法務課は、使用前事業者検査要領に基づき、検査を実施し、使用前事業者検査記録を作成する。安全・品質保証部長が指名した検査責任者は、検査記録を確認し、合否判定を行った後、核燃料取扱主任者の確認及び安全・品質保証部長の承認を受ける。なお、上記の検査には工事を伴わない建物・構築物及び設備・機器に係るものを含む。 <p>[保守管理標準 (SQAS-08)]</p> <p>[設計・開発管理標準 (SQAS-19)]</p> <p>[保安調達管理標準 (SQAS-17)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備技術課長は、「設計・開発記録」を作成し、生産管理部長及び核燃料取扱主任者の確認を受ける。 <p>[保守管理標準 (SQAS-08)]</p> <p>[設計・開発管理標準 (SQAS-19)]</p> <p>[保安調達管理標準 (SQAS-17)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保安調達確認記録 検査記録 使用前事業者検査記録 使用前事業者検査結果報告書 設計・開発記録

各 段 階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実 施 内 容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当 社	調 達 先		業 務 実 績 又 は 業 務 計 画	記 録 等
工 事 及 び 検 査			△	業務実績又は業務計画 ・生産管理部長は、改造の結果を評価し、管理総括者へ報告する。 [保守管理標準(SQAS-08)] [設計・開発管理標準(SQAS-19)] [保安調達管理標準(SQAS-17)]	記録等 ・保守記録(改造)

添付書類 II

加工施設の技術基準への適合に関する説明書

添付説明書ー建1	臨界管理上の領域間の中性子相互干渉に関する説明書
添付説明書ー建2	加工施設の耐震性に関する説明書
添付説明書ー建3	竜巻による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建4	積雪及び降下火砕物による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建5	外部火災・爆発による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建6	火災等による損傷の防止に関する説明書
添付説明書ー建7	航空機落下に伴う火災による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建8	溢水による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建9	放射線による被ばく防止に関する説明書
添付説明書ー設1	核燃料物質の臨界防止に関する説明書
添付説明書ー設1-1	本申請に伴う単一ユニットの核的制限値の変更点
添付説明書ー設1-2	工場棟領域・第2核燃料倉庫領域内の設備・機器の単一ユニット間の相互干渉作用の評価
添付説明書ー設1-3	加工棟領域内の設備・機器の単一ユニット間の相互干渉作用の評価
添付説明書ー設1-4	移動式台車・電動リフタの単一ユニット間の相互干渉作用の評価
添付説明書ー設1-5	臨界隔離壁よりも高い位置にあるユニットの離隔に関する説明書
添付説明書ー設2	設備の火災等による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー設2-1	フードボックスパネルの設計について
添付説明書ー設2-2	火災・爆発に関わるインターロック設定値の考え方
添付説明書ー設2-3	ロータリーキルン爆発圧力逃がし機構(破裂板)の設計
添付説明書ー設2-4	連続焼結炉の爆発圧力逃がし機構(スイングドア)の設計
添付説明書ー設3	設備の耐震性に関する説明書
添付説明書ー設3-1	設備の耐震計算書
添付説明書ー設3-2	配管の耐震性に関する説明書
添付説明書ー設3-3	ダクトの耐震性に関する説明書
添付説明書ー設3-4	屋外設備の支持に関する説明書
添付説明書ー設4	設備に対する竜巻防護に関する説明書
添付説明書ー設4-1	ワイヤにより固縛する設備に対する竜巻防護に関する説明書

添付説明書－設5	設備の溢水による損傷の防止に関する説明書
添付説明書－設6	設備の閉じ込め機能に関する説明書
添付説明書－設6-1	落下防止設計について
添付説明書－設7	搬送設備の安全性に関する説明書
添付説明書－設7-1	搬送機器の選定根拠について
添付説明書－設8	UF ₆ 蒸発・加水分解設備に関する設計基準事故・設計基準を超える事故に関する説明書
添付説明書－設9	放射性液体・固体廃棄物の廃棄施設に関する説明書
添付説明書－設10	放射性気体廃棄物の廃棄施設に関する説明書

加工施設の技術基準への適合に関する説明書

今回申請する建物・構築物及び設備・機器について、「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「加工施設の技術基準」）への適合を確認した結果を表 1-1、表 1-2-1～1-2-7 に示す。表中に示す変更区分の定義を次に示す。

- 新設 : 建物・構築物／設備・機器を新たに設置すること。
- 増設 : 構造及び機能が既存と同一の建物・構築物／設備・機器の台数を増やすこと。
- 追加 : 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。
- 更新 : 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。
- 改造 : 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること(仕様又は構造を変更するために設備を作り直すことと、既存の設備を移設することを含む)。
- 撤去 : 当該の建物・構築物／設備・機器を撤去し、新たに後続を設置しないこと。

なお、平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号にて許可された事業許可申請書に記載したように、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるものはないため、加工施設には安全上重要な施設はない。

以下の資料において、[]内に示す数字は、加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他の事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

なお、[3. 2-建 1(4 次)] は、4 次設工認申請書(令和 2 年 3 月 27 日付け原規規発第 2003279 号)について既申請した設計であることから、4 次設工認申請書との整合を図るために[3. 2-建 1(4 次)]と記載している。[7. 1-建 5(4 次)]、[13. 1-建 1(4 次)] も同様である。

また、()内に示す数字は、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条番号、及び設計番号を示す。

(例) (5-4)は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 5 条に対する設計番号 4 を示す。

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(1/3)

項目番号	項目名	設計内容	加工施設																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
1	1	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

加工施設では該当しない項目
設計内容が変更された加工施設は○で示す

○：設計変更なし、工事なし
◎：設計変更あり、工事あり
※：当該施設基準に該当するもののうち、工事あり、注5
な、当該施設に該当して、工事がある場合は◎とし、

注1：設置区域外の設置設備は、管理区域外とする
注2：加工施設である設置設備は、設置区域外の設置設備として取り扱う
注3：作業中に当該施設に人が立ち入りし、作業が中断する場合は、作業員が立ち入り禁止区域に入る
注4：設置区域外の設置設備は、設置区域外の設置設備として取り扱う
注5：当該施設に該当するもののうち、工事あり、注5
注6：当該施設に該当するもののうち、工事あり、注5
注7：当該施設に該当するもののうち、工事あり、注5

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対成表(2/3)

棟別名称	設計項目	設計内容	設計内容																					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
1	耐震等級	耐震等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	防火	防火	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	建築基準	建築基準	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	無関係	無関係	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	建築基準	建築基準	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	防火等級	防火等級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

○：設計変更なし・工事なし
 ●：設計変更あり・工事あり
 ※：設計変更あり・工事あり
 ※：設計変更あり・工事あり

新たに設計変更となる施設
 非常用通報設備 非常設備
 非常用通報設備 非常設備
 非常用通報設備 非常設備
 非常用通報設備 非常設備

※1：消防設備の設置位置が変更となる施設
 ※2：消防設備の設置位置が変更となる施設
 ※3：消防設備の設置位置が変更となる施設
 ※4：消防設備の設置位置が変更となる施設
 ※5：消防設備の設置位置が変更となる施設
 ※6：消防設備の設置位置が変更となる施設
 ※7：消防設備の設置位置が変更となる施設

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工設技術基準に対する設計との対応表（化学処理施設 1/4）

項目	設備名	仕様	設工設技術基準																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
2	1	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	6	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	7	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	8	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	9	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	10	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	11	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	12	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	13	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	14	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	15	100mmφ配管	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表 (化学処理施設 2/4)

設工認番号	申請内容	申請内容	設工認技術基準																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1	1																					
2	2																					
3	3																					
4	4																					
5	5																					
6	6																					
7	7																					
8	8																					
9	9																					
10	10																					
11	11																					
12	12																					
13	13																					
14	14																					
15	15																					
16	16																					
17	17																					
18	18																					
19	19																					
20	20																					
21	21																					
22	22																					
23	23																					
24	24																					
25	25																					
26	26																					
27	27																					
28	28																					
29	29																					
30	30																					
31	31																					
32	32																					
33	33																					
34	34																					
35	35																					
36	36																					
37	37																					
38	38																					
39	39																					
40	40																					
41	41																					
42	42																					
43	43																					
44	44																					
45	45																					
46	46																					
47	47																					
48	48																					
49	49																					
50	50																					
51	51																					
52	52																					
53	53																					
54	54																					
55	55																					
56	56																					
57	57																					
58	58																					
59	59																					
60	60																					
61	61																					
62	62																					
63	63																					
64	64																					
65	65																					
66	66																					
67	67																					
68	68																					
69	69																					
70	70																					
71	71																					
72	72																					
73	73																					
74	74																					
75	75																					
76	76																					
77	77																					
78	78																					
79	79																					
80	80																					
81	81																					
82	82																					
83	83																					
84	84																					
85	85																					
86	86																					
87	87																					
88	88																					
89	89																					
90	90																					
91	91																					
92	92																					
93	93																					
94	94																					
95	95																					
96	96																					
97	97																					
98	98																					
99	99																					
100	100																					

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設計認証技術基準に対する設計との対応表 (化学処理施設 3/4)

項目	設計認証技術基準	設計認証技術基準の適用範囲	設計認証技術基準の項目																											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
建築物	建築物	建築物	1-1-1	1-1-2	1-1-3	1-1-4	1-1-5	1-1-6	1-1-7	1-1-8	1-1-9	1-1-10	1-1-11	1-1-12	1-1-13	1-1-14	1-1-15	1-1-16	1-1-17	1-1-18	1-1-19	1-1-20	1-1-21	1-1-22	1-1-23	1-1-24	1-1-25	1-1-26	1-1-27	1-1-28
			1-2-1	1-2-2	1-2-3	1-2-4	1-2-5	1-2-6	1-2-7	1-2-8	1-2-9	1-2-10	1-2-11	1-2-12	1-2-13	1-2-14	1-2-15	1-2-16	1-2-17	1-2-18	1-2-19	1-2-20	1-2-21	1-2-22	1-2-23	1-2-24	1-2-25	1-2-26	1-2-27	1-2-28
構築物	構築物	構築物	2-1-1	2-1-2	2-1-3	2-1-4	2-1-5	2-1-6	2-1-7	2-1-8	2-1-9	2-1-10	2-1-11	2-1-12	2-1-13	2-1-14	2-1-15	2-1-16	2-1-17	2-1-18	2-1-19	2-1-20	2-1-21	2-1-22	2-1-23	2-1-24	2-1-25	2-1-26	2-1-27	2-1-28
			2-2-1	2-2-2	2-2-3	2-2-4	2-2-5	2-2-6	2-2-7	2-2-8	2-2-9	2-2-10	2-2-11	2-2-12	2-2-13	2-2-14	2-2-15	2-2-16	2-2-17	2-2-18	2-2-19	2-2-20	2-2-21	2-2-22	2-2-23	2-2-24	2-2-25	2-2-26	2-2-27	2-2-28
設備	設備	設備	3-1-1	3-1-2	3-1-3	3-1-4	3-1-5	3-1-6	3-1-7	3-1-8	3-1-9	3-1-10	3-1-11	3-1-12	3-1-13	3-1-14	3-1-15	3-1-16	3-1-17	3-1-18	3-1-19	3-1-20	3-1-21	3-1-22	3-1-23	3-1-24	3-1-25	3-1-26	3-1-27	3-1-28
			3-2-1	3-2-2	3-2-3	3-2-4	3-2-5	3-2-6	3-2-7	3-2-8	3-2-9	3-2-10	3-2-11	3-2-12	3-2-13	3-2-14	3-2-15	3-2-16	3-2-17	3-2-18	3-2-19	3-2-20	3-2-21	3-2-22	3-2-23	3-2-24	3-2-25	3-2-26	3-2-27	3-2-28
機器	機器	機器	4-1-1	4-1-2	4-1-3	4-1-4	4-1-5	4-1-6	4-1-7	4-1-8	4-1-9	4-1-10	4-1-11	4-1-12	4-1-13	4-1-14	4-1-15	4-1-16	4-1-17	4-1-18	4-1-19	4-1-20	4-1-21	4-1-22	4-1-23	4-1-24	4-1-25	4-1-26	4-1-27	4-1-28
			4-2-1	4-2-2	4-2-3	4-2-4	4-2-5	4-2-6	4-2-7	4-2-8	4-2-9	4-2-10	4-2-11	4-2-12	4-2-13	4-2-14	4-2-15	4-2-16	4-2-17	4-2-18	4-2-19	4-2-20	4-2-21	4-2-22	4-2-23	4-2-24	4-2-25	4-2-26	4-2-27	4-2-28

表1-2-2. 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表 (成形施設 2/3)

設工認技術基準	申請する建物・構築物及び設備・機器	設計	設工認技術基準		申請する建物・構築物及び設備・機器		設計		対応	
			項目	基準	項目	基準	項目	基準	項目	基準
1. 構造	1.1 耐力	1.1.1 耐力	1.1.1.1 耐力	1.1.1.1.1 耐力	1.1.1.1.1.1 耐力	1.1.1.1.1.1 耐力	1.1.1.1.1.1 耐力	1.1.1.1.1.1 耐力	1.1.1.1.1.1 耐力	1.1.1.1.1.1 耐力

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と取組技術基準に対する設計との対応表(放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備) 2/12)

申請種別	申請項目	申請内容	取組技術基準	設計との対応	
				設計との対応	取組技術基準
1 廃棄物	放射性廃棄物	放射性廃棄物の貯蔵・処理	放射性廃棄物の貯蔵・処理	放射性廃棄物の貯蔵	○
				放射性廃棄物の処理	○
				放射性廃棄物の貯蔵・処理	○
				放射性廃棄物の貯蔵・処理	○
				放射性廃棄物の貯蔵・処理	○
				放射性廃棄物の貯蔵・処理	○
				放射性廃棄物の貯蔵・処理	○
				放射性廃棄物の貯蔵・処理	○
				放射性廃棄物の貯蔵・処理	○
				放射性廃棄物の貯蔵・処理	○
2 設備	放射性廃棄物処理設備	放射性廃棄物処理設備	放射性廃棄物処理設備	放射性廃棄物処理設備	○
				放射性廃棄物処理設備	○
				放射性廃棄物処理設備	○
				放射性廃棄物処理設備	○
				放射性廃棄物処理設備	○
				放射性廃棄物処理設備	○
				放射性廃棄物処理設備	○
				放射性廃棄物処理設備	○
				放射性廃棄物処理設備	○
				放射性廃棄物処理設備	○
3 機器	放射性廃棄物処理機器	放射性廃棄物処理機器	放射性廃棄物処理機器	放射性廃棄物処理機器	○
				放射性廃棄物処理機器	○
				放射性廃棄物処理機器	○
				放射性廃棄物処理機器	○
				放射性廃棄物処理機器	○
				放射性廃棄物処理機器	○
				放射性廃棄物処理機器	○
				放射性廃棄物処理機器	○
				放射性廃棄物処理機器	○
				放射性廃棄物処理機器	○

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設計技術基準に対する設計との対応表 (放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備) 3/12)

項目	項目名	設計技術基準	設計との対応	備考
1	基礎	基礎	設計	○
		基礎	設計	○
2	躯体	躯体	設計	○
		躯体	設計	○
3	設備	設備	設計	○
		設備	設計	○
4	電気設備	電気設備	設計	○
		電気設備	設計	○
5	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
6	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
7	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
8	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
9	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
10	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
11	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
12	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
13	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
14	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
15	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
16	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
17	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
18	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
19	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
20	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
21	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
22	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
23	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
24	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
25	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
26	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
27	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
28	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
29	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
30	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
31	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
32	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
33	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
34	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
35	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
36	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
37	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
38	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
39	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
40	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
41	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
42	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
43	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
44	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
45	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
46	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
47	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
48	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
49	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○
50	放射線防護	放射線防護	設計	○
		放射線防護	設計	○

